

論 説

遺族が年金形式で受け取る生命保険金への所得課税は違法か

— いわゆる生保年金二重課税の最高裁判決について —

摂南大学法学部教授
小島俊朗

◆SUMMARY◆

相続税法（平成15年法律第8号による改正前のもの）3条1項1号の規定によって相続により取得したものとみなされる生命保険契約の保険金であって年金払方式により支払われるもののうち、有期定期金債権に当たる年金受給権に係る年金の各支給額については、被相続人死亡時の現在価値に相当する金額として相続税法24条1項1号所定の当該年金受給権の評価額に含まれる部分に限り、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものとして、所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）9条1項15号の規定により課税対象とならない旨を判示した最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決は、従来の課税実務を否定するものであり、また、同様の生命保険契約により保険金を受給していた者が膨大な数に上ることから、社会的にも大きな影響を与えるものであった。

この判決については既に多くの評釈が存在し、また、課税実務も変更され、法令も改正されたところであるが、本稿は、これらも踏まえた上で、同判決の妥当性と射程を多角的に検討するものである。（平成24年4月27日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	17
1 判示内容	17
2 判決後の政府の対応	18
3 専門家委員会報告書の要旨	19
4 検討	20
(1) 所得税法 9 条 1 項 15 号の解釈と適用	20
イ 本件各判決	21
ロ 二重課税の意義	23
ハ 年金受給権の取得とその支分権に基づいて支給される年金との関係	25
ニ 本判決の判断過程の適否	26
(イ) 総収入金額の計上時期	26
(ロ) 所得税法の規定に沿った解釈	27
(ハ) 本判決と所得税法の規定との整合性	28
(ニ) その他の論点	29
[1] 本判決に基づく雑所得の計算	29
[2] 本判決における経済的価値の意味するもの	31
[3] 源泉徴収規定との関係	33
ホ 本件生命保険差額への課税の適否	34
(イ) 本件生命保険差額の性格	34
(ロ) 本件生命保険差額への所得課税	35
(ハ) 本件生命保険差額相当額を必要経費としないことの妥当性	36
ヘ 小括	37
(2) 本判決の射程	41
イ 相続財産に含まれる未実現利益への所得課税	41
(イ) 現行の課税上の扱い	41
(ロ) 本判決の射程内か否かの検討	43
ロ 収益還元方式により評価される相続財産への所得課税	45
(イ) 収益還元方式によって評価される他の相続財産の検討	46
(ロ) 相続財産と将来収入との関係	47
(ハ) 小括	50
ハ 専門家委員会報告書の見解	50
(3) 減額更正の期間制限を超えての是正	52
おわりに	52

はじめに

本件は、年金払特約付きの生命保険契約(以下「年金払生命保険」という。)の被保険者であり、その保険料を負担していた夫 A が死亡したことにより、同契約に基づき 10 回にわたって支払われる各年分の年金(以下「本件各年金」という。)のうち、夫 A の死亡日を支給日として第一回目の年金(以下「本件年金」という。)の支払を受けた上告人が、本件年金の額を収入金額に算入せずに所得税の申告をしたところ、長崎税務署長から、本件年金の額から必要経費を控除した額を上告人の雑所得の金額として総所得金額に加算することなどを内容とする更正を受けたため、本件年金は、相続税法(平成 15 年法律第 8 号による改正前のもの。以下同じ。)3 条 1 項 1 号所定の保険金に該当し、いわゆるみなし相続財産に当たるから、所得税法 9 条 1 項 15 号(平成 22 年法律第 6 号による改正前のもので、現行法の 16 号に該当する。以下同じ。)により所得税を課することができず、上記加算は許されない旨を主張して、上記更正の一部取消しを求めた事案である。

第一審(長崎地裁平成 18 年 11 月 7 日判決)は納税者の請求を認容したが、控訴審(福岡高裁平成 19 年 10 月 25 日判決)は納税者の請求を斥けたことから、納税者が上告したところ、最高裁判所は、第一審とは一部異なる理由により原判決を破棄し、納税者の主張を認容した。この最高裁判決(平成 22 年 7 月 6 日最高裁第三小法廷判決[平成 20(行ヒ)16])。以下、この判決を「本判決」といい、第一審及び控訴審の判決を含めて「本件各判決」という。)は、救済を受けるべき者が膨大な数に上ると見込まれていたことや、判決の内容が相続税と所得税の課税関係に一石を投じるものであったことから、マスコミにも大きく取り上げられた著名判決である。本判決は、所得税法 9 条 1 項 15 号についてのこれまでの課税庁の解釈と年金払生命保険の課税上の取

扱いに変更を求めるもので、同種の金融商品を含めて、多大な影響を及ぼすものであったが、その簡潔な判決内容からは法令の解釈及び適用の過程が必ずしも明らかでなく⁽¹⁾、本判決の適否やその射程について種々の見解が生じている。本稿は、本判決の今後の影響を考慮し、本判決の意味するところをできる限り明らかにしようとするものである。なお、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

1 判示内容

(1) 所得税法 9 条 1 項は、その柱書きにおいて「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」と規定し、その 15 号において「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)」を掲げている。同項柱書きの規定によれば、同号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。(傍線筆者)

(2) 相続税法 3 条 1 項 1 号は、被相続人の死亡により相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合には、当該相続人が、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を、相続により取得したものと

みなす旨を規定している。上記保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解されるところ、年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法 24 条 1 項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。

そうすると、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、相続税法 24 条 1 項 1 号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時における時価（同法 22 条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといふことができ、所得税法 9 条 1 項 15 号により所得税の課税対象とならないものといふべきである。（傍線筆者）

本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第一回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されないものといふべきである。

(3) 所得税法 207 条（平成 18 年法律第 10 号による改正前のもの）所定の生命保険契約等

に基づく年金の支払をする者は、当該年金が同法の定める所得として所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、その年金について同法 208 条所定の金額を徴収し、これを所得税として国に納付する義務を負うものと解するのが相当である。したがって、C 生命が本件年金についてした同条所定の金額の徴収は適法であるから、上告人 A が所得税の申告等の手続において上記徴収金額を算出所得税額から控除し又はその全部若しくは一部の還付を受けることは許されるものである。

2 判決後の政府の対応

本判決を受け、財務大臣が判決の日の翌日に政府の方針を発表し、異例の対応を行った。その方針の骨子は、①過去 5 年分の所得税については、更正の請求により、減額更正を行う、②過去 5 年を超える部分については、法令上の対応をした上で対応する、③生保年金以外に相続をした金融商品のうち、対応を要するものについては政府税調の中で議論をして平成 23 年度の税制改正で対応することも視野に入れる、とするものであった。

これまで、年金の方法によって支払を受ける死亡保険金の所得税の課税対象は各年の年金収入金額とされていたが、本判決により、各年の年金収入金額は所得税の課税部分（運用益に相当する部分）と非課税部分（相続税の課税対象に相当する部分）からなると解されることから、所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 214 号）が公布・施行され、平成 22 年 10 月 20 日から、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算方法が変更されている（過去に遡及して適用される。）。また、国税庁は、この政令改正を受けて、所得税額が納め過ぎとなっている者の過去 5 年（平成 17 年分～平成 21 年分）の所得税につ

いては、更正の請求を経て減額更正を行うこと(申告していない年分については確定申告)により還付することとし、平成 22 年 10 月 2 日付で所得税法解釈通達^②を発遣して、これまでの法令解釈を変更するとともに還付手続を開始した。その対象者(実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった者を含む。)は、①死亡保険金を年金形式で受給している者、②学資保険の保険契約者が亡くなったことに伴い養育年金を受給している者、③個人年金保険契約に基づく年金を受給している者である。なお、所得税だけでなく、住民税などの地方税や国民健康保険料、更には所得に連動する種々の給付についても修正の必要が生じ、本判決は広い範囲に影響を及ぼすこととなる。

次に、過去 5 年を超える年の納税分については、現行法では減額更正の期間制限が 5 年となっていることから、原則として申告書を提出した日から 5 年を超えて還付を受けることはできないが、上記の方針に基づき、税務署における確定申告書等の保存期間や民法の債権の消滅時効の期間等を踏まえ、平成 12 年分以降平成 16 年分以前の「保険年金」に係る所得税について、特別還付金を支給することとなった(租税特別措置法 97 条の 2: 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律第 17 条[平成 23 年 6 月 30 日施行])。

最後に、本件で問題となった年金払生命保険と類似の金融商品で相続税法 24 条に基づいて評価されるものが存在することや、それ以外の相続財産で、相続税と所得税との二重課税の議論があるもの、例えば、定期預金などの既経過利子、株式の配当期待権、土地や株式等の「取得費の引継ぎ」によるキャピタル・ゲイン部分などがあることから、本判決の射程を明らかにする必要がある。そこで、政府税制調査会の専門家委員会の下に学識経

験者で構成される「最高裁判決研究会」を設置し、本判決の射程及び関連する論点につき検討を行い、平成 22 年 10 月 22 日付で『生保年金』最高裁判決の射程及び関連する論点について」と題する報告書(以下「専門家委員会報告書」という。)が政府税制調査会に提出され、了承されている。

3 専門家委員会報告書の要旨

専門家委員会報告書は、本判決の趣旨及びその射程等について整理を行ったものであり、本判決の射程については、要旨、次のとおりであると結論している。

(1) 本判決は、相続税法 24 条の解釈を軸に展開されていることにかんがみれば、同条によって評価がなされる相続財産を直接の射程としている。したがって、法令の解釈により実務上対応すべきものは、同条によって評価がなされる相続財産に限定されると考えるのが相当である。

(2) 相続税法 24 条によって評価がなされる相続財産以外の財産については、財産別に、以下のとおりである。

イ 土地、株式、無体財産権、信託受益権といった財産から生じる将来収入

本判決の趣旨に照らして、これらの将来収入に所得税を課すことは問題がない。その理由は、次のとおりである。

① これらの収入は、定期金のように事前に確定しているものではないこと、また、相続以降いつでも第三者への譲渡等によりそこから生じる所得の性質・実現時期に変動が生じ得ることから、相続時点におけるこれらの財産の相続財産評価と、実際に相続人本人が受け取ることとなる将来収入が本判決で判示されたのと同様な意味において「経済的価値において同一」とは一概に言えない。

② 土地、株式や著作権などは、元本の価値が時間の経過とともに減価せず、地代、配当、印税収入は運用益に当たる。これに対して、

減価償却資産である家屋や特許権などは、元本の価値が時間の経過とともに減価するが、運用益としての家賃収入、特許権収入は減価償却相当額が必要経費として控除されていることから、元本部分への所得課税が防止されている。

ロ その他の財産

次の財産に係る利得につき所得税を課すことは、それぞれ以下の理由から、所得税法 9 条 1 項 15 号に抵触しない。なお、(ロ)については、(イ)と本質的に変わるところがないにもかかわらず、所得税法 60 条 1 項のような明文規定が置かれていないことから、被相続人に生じている未実現の利得に実現段階で相続人に所得税が課税されることについて、確認的な意味で、立法的手当を講じることが望ましい。

(イ) 土地、株式等の値上がり益

所得税法 60 条 1 項は、土地、株式等の譲渡所得の基因となる財産の値上がり益に対して所得税を課すことを予定している。同項に規定する取得価額引継ぎ方式が創設された沿革を踏まえると、現行税制は、土地、株式等の相続時までの増価分が相続税、所得税の双方の課税ベースに含まれることを前提に、その課税方法について納税者負担に配慮した調整が図られているものと考えられる。

(ロ) 定期預金の既経過利子、株式の配当期待権

定期預金の既経過利子については、相続税の課税対象とされるとともに、それらの支払時において源泉徴収の対象ともなっているが、こうした扱いは被相続人段階で課税されていない部分について合理的な課税を確保する措置であること、また、相続税の評価に当たって源泉所得税額を除くことによって相続時点で利子を受け取って所得税を支払った残額を相続した場合と同様の扱いになることから、必ずしも所得税法 9 条 1 項 15 号に抵触しない。配当期待権についても同様である。

4 検討

(1) 所得税法 9 条 1 項 15 号の解釈と適用

所得税法は包括的所得概念を採用している。包括的所得概念とは、純資産を増加させる利得（以下、収入と所得の両者を指す用語として使用する。）は担税力を増加させるものとしてそのすべてを所得として認識する考え方である。このように、所得の概念を広く取ることにより、相続、遺贈又は個人からの贈与（以下「相続等」という。）による財産の無償移転も所得税の課税対象となることから、所得税法 9 条 1 項 15 号は、相続税・贈与税（以下「相続税等」という。）と所得税との二重課税を避ける趣旨^③で、所得のうち相続等により取得するもの（みなし相続財産を含む。）を非課税所得として所得税の課税対象から除外している^④。

本件では、年金受給権が相続税法 3 条 1 項 1 号のみなし相続財産に該当し相続税が課せられる一方で、当該年金受給権を基本債権とする支分権に基づき受給した初年度の 230 万円の年金が雑所得に当たるとして所得税が課せられたことが、所得税法 9 条 1 項 15 号に違背し、二重課税に当たるか否かが争われたものである。

保険契約者かつ被保険者である被相続人が死亡した場合、これまでの課税上の取扱いは、その相続人が死亡保険金である一時金を受領したときには、その保険金（一時金）は相続税の課税対象となる（相続税法 3 条 1 項 1 号）が、所得税の課税対象とはならない（所得税法 9 条 1 項 15 号）とされ、一方、その相続人が死亡保険金を年金で受領したときには、相続税の課税対象となる（相続税法 3 条 1 項 1 号。ただし、相続税法 24 条による評価が行われる。）とともに、毎年受領する年金について所得税の課税対象となる（所得税法 35 条）とされていた。この取扱いについては、かねてから、課税実務の現場において、いわゆる二

重課税ではないかとの意見が納税者から寄せられていた⁵⁾ところであり、本判決によって、年金払生命保険に係る年金への所得税の課税と年金受給権への相続税の課税との関係は一応の決着をみたことになる。

イ 本件各判決

第一審において、課税庁は、①本件年金は、相続税の課税対象である年金受給権の支分権により取得した現金であり、一定期日（年金の支払事由が生じた日）の到来によって生み出された基本債権とは異なる権利に基づくものであること、②本件年金が雑所得に該当することは、所得税法施行令 183 条 1 項が生命保険契約に基づく年金の計算に関する規定を、また、同法第 4 篇第 4 章第 2 節に生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する規定を設けていることから明らかであること、③本件年金は、被相続人の死亡後に実現する所得であること、④相続税法の法定評価によると年金受給権の価額は 1,380 万円であり、本件各年金の一時支払の場合の現価は 2,059 万円（＝230 万円×8.956）であるので経済的価値が同一であるとはいえないことを挙げて、本件年金は非課税所得に該当しないと主張した。

これに対して、第一審判決は、所得税法 9 条 1 項 15 号は、相続税を課すこととした財産について、二重課税を避ける見地から所得税を課税しないものとしているのであり、このような税法の規定からすると、相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的に見れば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、同号によって許されないとした上で、課税庁の上記主張①③につき、(1)本件支分権は、本件年金受給権の部分的な行使権であり、利息のような元本の果実、あるいは資産処分による資本利得ないし投資に対する値上がり益等の

ように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的な権利・資産自体が直接影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にあるものであり、そして、(2)相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであるとした。また、同号の上記の趣旨からすると、本件年金が現金であること、それが本件年金受給権とは法的に異なる支分権に基づくものであること、被相続人の死亡後に発生するものであることは、いずれも本件年金について所得税を課すべきことの根拠となるものではない旨付言している。そして、本件年金が、支分権という本件年金受給権（基本権）と法的には異なる権利に基づいて取得した現金であることを肯定した上で、基本権と支分権は、基本権の発生原因たる法律関係と運命を共にする基本権と一たび具体的に発生した支分権との独立性を観念する概念であり、債権の消滅時効の点などにおいて実際上の差異が生じるものであるが、この概念を、同号の解釈において、二重課税を区分する指標であり二重課税を否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しく、今後受け取るべき年金の経済的利益を現価に引き直して課税しているのが年金受給権への相続税課税である以上、このような経済的実質によって、二重課税か否かを区別することが同号の趣旨に沿う旨判示している。なお、課税庁の上記主張②については、被保険者ないし年金受取人の死亡という保険事故ないしその事実を支給の要件としない年金に係る雑所得の計算方法や源泉徴収に関する規定と解することができるとして、被告の

ような解釈をすることの根拠とはならないとした。また、課税庁の上記主張④については、現価計算の方法が異なることによるものであり、相続税法 24 条 1 項 1 号による時価計算において、年金受取時に実現する所得について所得税が課税されることを前提とした減価・調整等をしているわけではないとして、本件年金受給権に対する相続税の課税と本件年金に対する課税が、経済的実質が同一の資産に対する二重課税であることを否定する根拠となるものではないとした。

しかしながら、控訴審は、「被控訴人は、将来の特約年金（年金）の総額に代えて一時金を受け取るのではなく、年金により支払を受けることを選択し、特約年金の最初の支払として本件年金を受け取ったものである。本件年金は、10 年間、保険事故発生日の応当日に本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて、被控訴人が受け取った最初の現金というべきものである。そうすると、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、A の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法 3 条 1 項 1 号に規定する『保険金』に該当せず、所得税法 9 条 1 項 15 号所定の非課税所得に該当しないと解される。」として、課税庁の上記主張①③を支持し、本件年金に係る所得は所得税の対象となると判示している。そして、この点での被控訴人の主張につき、「本件年金受給権と年金の総額は、実質的・経済的にはほぼ同一の資産と評価することも可能である」としながらも、「本件年金受給権の取得と個々の年金の取得とは、別個の側面がある。まず、後者についてみると、被控訴人は、本件保険契約において、将来の特約年金（年金）を受け取るものであるが、これは、被控訴人が自ら年金契約等の定期金給付契約を締結して自ら掛金を負担し、年毎に年金等の定期金を受け取る場合と異なることなく、いずれについても所得があるのである。そうすると、両者

を区別することはできず、これらの所得は所得税の対象となる。そして、前者についてみると、被控訴人は、本件保険契約において、自ら保険料を支払ったものではないのに、A の死亡により、本件年金受給権を取得したのであるから、これは、前者とは別個に、相続税の対象となる。このように考えると、本件年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得に所得税を課することを、二重に課税するものということとはできない。」と判示している。

また、課税庁の上記主張②に関連し、[1] 所得税法 207 条（平成 18 年法律第 10 号による改正前のもの。以下同じ。）の源泉徴収規定は、所得税法が、所定の生命保険契約に基づいて、死亡保険金として年金の支払を受ける者に所得が生じることを当然の前提としているものと解されること、[2] 所得税法 9 条 1 項 15 号とは別に同項 3 号ロが「遺族の受ける恩給及び年金（死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る。）」につき非課税規定を設けていることは、本件年金のように、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金が、同項 15 号所定の非課税所得に該当しないことを前提としているものと解されること、[3] 政府税制調査会の昭和 38 年 12 月 6 日付「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」によると、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考えたことを挙げて、「所得税法は、本件年金のように、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金について、所得税の課税を予定している。」とした。

次に、本判決は、上記判示内容 1(2)のとおり、年金の方法により支払を受ける年金受給権のうち有期定期金債権に当たるものについて、相続税の課税対象となる価額は、当該年金受給権の取得の時の時価（相続税法 22 条）、すなわち、将来にわたって受け取る

べき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、本件各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当すると解されるとして、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法 9 条 1 項 15 号により所得税の課税対象とならないと判示した。そして、上記判示内容 1(3)のとおり、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第一回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解されるので、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならず、これに対して所得税を課することは許されないとした。

本判決により、本件各年金の支払は年金受給権とは法的に異なる支分権に基づくものであるから、本件各年金への（雑）所得課税は相続税の課税対象である年金受給権に課税するものではなく二重課税には当たらないとする、財産の法的性格の違い⁽⁶⁾を根拠とした課税庁の主張は排斥された⁽⁷⁾。しかし、本判決は、本件各年金の現在価値の合計額が相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであるとしているものの、運用益部分の存在を認めており、当該運用益部分は所得税の課税対象になるものと解される。したがって、本判決は、第一審判決や納税者主張のように、本件各年金の全額が非課税所得であるとする解釈とも異なっている。

本件における素朴な疑問は、保険金を一時払いで受け取ると所得課税されず、年金で受け取ると所得課税されることにある。そして、第一回目の年金は、一時金と同じ相続時に受け取るにもかかわらず所得課税されることになっていた。相続後に発生した運用益への所得課税は当然であると考えられるので、本判決により、年金を一時払いで受け取る場

合とのバランスが取れたことになり、本判決への支持につながっているものと思われる。

ロ 二重課税の意義

本件の最大の争点は、本件年金が所得税法 9 条 1 項 15 号の非課税所得に該当するか否かである。そして、最高裁判所は、課税庁が本件年金に課税したことは同号に反し相続税との二重課税に当たる旨判示した。本件各判決では、二重課税の判定において、「同一の経済的価値」なる概念が用いられているが、二重課税の意義を曖昧にすると、法令の規定を離れた二重課税の議論に陥る危険がある。そこで、まず、二重課税の意義につき考察する。

本件は、相続による年金受給権の取得という同一の事象（原因）について相続税と所得税の課税が行われるという意味では二重課税ということもできるが、一方では、課税庁が主張するように、異なる税目であれば、租税法が異なり、その趣旨・目的や法体系も異なるのであるから、二重課税は存在しないという見方もある。また、相続税の課税物件は相続等により取得した財産であり、財産の無償取得により生じた（所得税の課税物件である）所得ではないので二重課税ではないという見方もある。しかしながら、相続等により財産を取得すれば、その取得者には同時にその財産の額と同額の所得が発生し、担税力の観点からは、二重に評価されたのに等しい。本判決においても、「同一の経済的価値」なる概念を用いて税目が異なる二つの課税を二重課税と認定しているように見受けられるが、経済的実質の観点からはともかく、違法であるというためには、法令の規定に反する二重課税でなければならない。すなわち、本件で問題とすべきは所得税法 9 条 1 項 15 号の意図する二重課税（以下、単に「二重課税」といい、違法性の判断を含まない重複課税を「二重の課税」という。）であるか否かである。逆に言えば、同号があることにより、同号に該当する所得に課税することは二重課税に当たると

いえるのであり、同号を離れて、経済的又は実質的に同一の価値であるということで違法性を判断すべきではない⁸⁾。この意味において、控訴審における課税庁の「同号の規定は、その明文で規定する範囲を超えて、『実質的・経済的』な二重課税なるものを排除することを目的として、相続税又は贈与税の課税対象となる財産とは法的に異なる財産の取得に対しても所得税を課することを禁止する趣旨の規定ではない。」とする主張は妥当であると考ええる。しかしながら、課税庁の「二重課税とは、あくまでも『同一の課税物件』に対する課税が重複することを意味するのであり、異なる課税物件に対しそれぞれ別個に課税が行われるような場合を二重課税ということではできない。」及び「相続税又は贈与税が、人の死亡又は贈与によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税であるのに対し、所得税は、個人の所得に対する租税であり、両者は別個の体系に属する税目である。このような税目間において、具体的に何をもちて二重課税に当たるとするかについては、そのこと自体が理論上争われている例もあるのであって、必ずしも容易に判断できる問題ではない。」とする主張については、同号が課税物件も税体系も異なる相続税と所得税との二重課税を排除する規定であるという理解に立つと、課税物件が異なることや別個の税体系に属する税目であることは、二重課税に該当しないと根拠になり得ないと考える。

両税は、課税物件が異なるものの、相続財産の取得という同一事象に担税力を認めて租税を課すものであり、また、取得した財産の価額と財産の無償取得による所得額は概念上同一の額と評価できる。税体系の異なる両税において、これらの共通点以外に同号が二重課税と考えるに相応な要素（共通点）は見い出せないから、同号が意図する二重課税は、同一の「財産」（本件では年金受給権）が両税の課税対象となっていれば足りる（財産が同

一であれば概念上の額の同一性は充足される。）と考える。

また、両税は趣旨・目的が異なる税目であるから、同一の相続財産であっても、相続税法の適用における同法 11 条の 2 第 1 項の「財産の価額」（＝相続財産の評価額）と所得税法の適用における同法 36 条 1 項の「収入すべき金額」（＝相続により取得した財産の評価額）が相違することは不合理ではない。相続税の財産評価では、あらゆる種類の財産を画一的に評価することが強く求められており、所得税法の原則的評価とは異なる側面がある⁹⁾。実務上も、相続税の財産評価では、評価の安全性、他の種類の財産との評価上のバランス、納税者の申告の便宜、徴税の効率などを考慮して、画一的な評価方法を財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）で定め、特段の事情がない限り、当該評価通達に従った評価をしているが、所得税法やその関連通達は、そのような評価方法を規定しておらず、所得税法では個別に時価評価することになっている。したがって、両税における時価が概念上同一でも、同一財産に係る適用上の評価額が当然に一致するものではない（例えば、相続税の財産評価におけるいわゆる安全率の採用など）。さらに、異なる税体系においては、仮に同一財産に係る適用上の評価額が同一であったとしても、税負担に乖離が生じることは当然にあり得る。所得税法 9 条 1 項 15 号は、これらのことを当然の前提としていると考えられることから、同号は、同一の財産に係る適用上の評価額が同一となることまでを二重課税であることの前提としてはいないと考える。

本判決は、相続税の課税対象と「同一の経済的価値」に対する所得税の課税を二重課税と捉えているようであるが、年金の各支給額のうち被相続人死亡時における現在価値に相当する部分を相続税の課税対象と認識していることからすると、金額の同一性ではなく課

税対象の同一性を意味しているものと思われるが、本判決が課税対象を財産ではなく経済的価値という経済実質論的な捉え方をしたことが課税対象の同一性に幅を持たせる結果となり⁽¹⁰⁾、収益還元方式により評価される相続財産からの将来収入に対する所得課税などについても、経済的実質論による二重課税の議論を招いているように思われる。

ハ 年金受給権の取得とその支分権に基づいて支給される年金との関係

本件において、所得税法 9 条 1 項 15 号により非課税所得として所得税の課税対象から除外されるものは、相続税の課税対象となった年金受給権の取得による所得である。そこで、問題となるのは、年金受給権の取得とその支分権に基づいて支給される年金との関係、すなわち、本件年金受給権の取得による所得と本件各年金の受給による所得が、別個のものか、同一のものか、あるいは一部が重複するものかである。そして、前者と後者が同一あるいは一部重複すると考えられる場合は、同一又は重複する限りにおいて、後者を所得（非課税）とするのであれば前者を所得としない、逆に、前者を所得（非課税）とするのであれば後者を所得としないこととしなければ、同一の所得を二重に認識することになる。この観点から上記イの本件各判決を見ると、その関係は、次の三つに区分されるものと思われる。

一つ目は、所得税法 9 条 1 項 15 号により非課税とされるのは基本債権である年金受給権であり、支分権は法律的に別個の権利であるから、年金受給権の取得とその支分権に基づいて支給される年金とは別個の所得であり⁽¹¹⁾、したがって、年金に課税しても二重課税とはならず、年金はその全額が所得税の課税対象になるとするものである。控訴審は、この考え方を採用したものであり、上記イの①ないし③の課税庁の主張に沿うものである。

二つ目は、同号により非課税とされるのは

基本債権である年金受給権であるが、支分権をいわば束ねたものが年金受給権である⁽¹²⁾から、支分権に基づいて支給される年金は年金受給権の経済的価値を構成するものといえ、同号により非課税とされる所得である以上、年金に課税することは二重課税に当たるとする考え方である。すなわち、本件各年金に係る所得を年金受給権の取得による所得と同一と捉えるものである。第一審は、この考え方を採用したものであり、上記イの(1)及び(2)の納税者の主張に沿うものである。

三つ目は、同号により非課税とされるのは基本債権である年金受給権であり、非課税とされた年金受給権の経済的価値に対応する部分はいわば年金の元本部分（以下、その額を「元本相当額」という。）であるから、その運用益部分のみが課税対象になり、運用益以外の部分に課税することは二重課税に当たるとする考え方である。すなわち、運用益部分を除き、本件各年金に係る所得を年金受給権の取得による所得と同一と捉えるものである⁽¹³⁾。本判決は、第一回目の年金に限定しての判断ではあるが、その判断過程からすると、基本的にこの考え方を採用しているものと思われる。

三つ目の本判決の考え方は、本件年金受給権の取得による所得を認識せず、本件各年金に係る所得を直接に相続により得た所得（非課税）としたものであり、二つ目の考え方に基礎を置いていると考えられるが、本件各年金に運用益の存在を認め、本件各年金への所得課税を認容するものでもあり、一つ目の考え方を全面的に否定したものではないと思われる。このように、本判決の考え方は、第一審と控訴審のいずれの考え方とも異なる所があることから、次項二においては、本件各判決の考え方を対比しながら、本判決の判断過程の適否を検証する。

ところで、課税庁は、一つ目の考え方を採りながらも、第一回目の年金支給につき、本

件年金の全額を所得として課税するのではなく、被相続人の支払った保険料（以下「本件支払保険料」という。）のうち本件年金に対応する額を必要経費として控除している。したがって、年金支給の全期間を通じてみると、本判決と本件課税処分との実質的な違いは、課税庁が、本件各年金の総額から本来課税すべき運用益部分の額（本件年金については零円）と当該運用益に係る元本相当額の一部（本件支払保険料のうち本件各年金に対応する額を累計したもの。以下「本件支払保険料対応額」という。）とを除いた元本相当額の残余、すなわち本件年金受給権の額と本件支払保険料対応額との差額（以下「本件生命保険差額」という。）を所得税の課税対象としたことにある。本件生命保険差額への課税の適否については、後述ホにおいて考察する。

二 本判決の判断過程の適否

(イ) 総収入金額の計上時期

相続税の課税対象となる財産とは、「金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのもの」（相基通 11 の 2-1）をいい、その認識時点は基本的に相続の時に固定されるが、所得税における所得の認識時点（総収入金額の計上時期）は、その実現の時とされ、必ずしも所得の発生の時（相続財産の取得にあつては相続の時）とは限らない。そして、一般に、所得は権利が確定した時に実現する（権利確定主義）とされる。したがって、本件年金受給権の取得時（相続時）には所得が実現しておらず、本件各年金の受給時に所得が実現したと解すると、本件各年金の全部又は一部が所得税法 9 条 1 項 15 号の非課税所得に当たると解する余地が生じる。そこで、本件年金受給権の総収入金額への計上時期について考察する。

所得税法上の収入金額という概念は、一般的に、「外部からの経済的価値の流入」と解されており、その計上の時期については、「原則として、法律上権利の行使ができるようにな

った時を基準とすると解するのが相当」（昭和 42 年 11 月 30 日福岡高裁判決、行裁例集 18 卷 12 号 1577 頁）であるとする法的な側面に着目した判示もあるが、今日では、課税所得はもっぱら経済的・実質的に把握すべきものであり「現実にその利得を支配管理し、自己のためにそれを享受している限りは課税の対象となる」とする考え方が採られるようになってきたとされる（DHC 所得税務積義 1625～1628 頁）。しかし、所得税法は所得を 10 種類に区分しているところ、それぞれの所得について、かつ、複雑多岐な実際の取引について、具体的に何をもって「権利確定」とみるかは必ずしも明確ではない。このため、所得税基本通達は、所得区分に応じて総収入金額の収入すべき時期を定めており、一時所得については「その支払を受けた日によるものとする⁽¹⁴⁾。ただし、その支払を受ける金額がその日前に支払者から通知されているものについては、当該通知を受けた日」（所基通 36-13）によるとしている。本件年金受給権は、利子所得から譲渡所得までのいずれの区分の所得でもなく、営利性、対価性がない一時の所得であるので、所得区分でいえば一時所得に該当すると思われ、また、所得税法 9 条 1 項 15 号の創設の沿革からみても、相続等により取得したものは一時所得として扱われていた⁽¹⁵⁾のであるから、本件年金受給権についても、この基準によることが相当であると思われる。

本件年金受給権は、保険契約者かつ被保険者である被相続人の死亡後に、その相続人が一時金の支払との選択の上で取得したものであり、本件の保険契約からすれば、被保険者の死亡時には、230 万円の金員を毎年 10 回にわたり受給することが明らかであるから、その収入すべき時期は、支払者から通知を受けた日に準じて、年金払を選択した日と考えることができる。また、本件年金受給権に係る所得を受給時（最長 9 年後）まで認識しな

いというのは、課税所得をもっぱら経済的・実質的に把握するという観点からすると妥当な考え方とは思われない⁽¹⁶⁾。ただし、本件年金受給権の額は、同日において年金受給権の支分権全部の行使ができるわけではなく、また、本件年金受給権の取得後9年間の資金運用を前提としているので、2,300万円(=230万円×10)を相続時における本件年金受給権の(所得税法上の)時価として評価することはできないから、同日において収入が確実に認められる額で評価すべきであると考え。そして、本件年金受給権は、その取得の後いつでも一括支払を請求でき、一括支払請求をした場合には、契約上定められた金額(特約基本年金額に8.956を乗じた金額)の金員を得ることができるのであるから、契約上定められた当該金額を確実な「外部からの経済的価値の流入」と評価するのが相当と考える。

一方、本件各年金については、契約上の一定期日に権利(支分権)が発生し、その権利を行使して同日以降いつでも契約上明らかにされている金額の支払を要求できるようになるのであるから、その収入すべき時期は、当該各期日であり、その金額はいずれも230万円である。なお、本件各年金の所得区分は一般に雑所得と考えられているが、このような収入の態様からすると、仮に雑所得でないとしても、その権利の発生と同時に権利が確定(所得が実現)することに異論が生じる余地は少ないと思われる。

(D) 所得税法の規定に沿った解釈

本判決は、相続税の課税の対象である年金受給権の価額は、将来にわたって受け取るべき年金の額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した額の合計額に相当し、その価額と当該各年金の総額との差額は、当該各年金の現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するとしている。しかしながら、経済的価値が同一という経済実質論的な理由で、所得税法の適用上、本件年金受給権の取

得による所得と本件各年金に係る運用益部分以外の所得とを同一のものとして扱うことは、所得税法9条、35条《雑所得》2項2号、36条《収入金額》、37条《必要経費》、207条等の各規定に忠実な解釈であるのか疑問である。以下、本件各年金への課税関係を所得税法の上記各規定に沿って考察する。

所得税法は、同法9条により、所得のうち非課税所得を課税の対象から除外している⁽¹⁷⁾。ここで、所得税法の課税物件である所得とは、基本的に、収入金額(グロス概念)から必要経費等を控除したもの(ネット概念)である。本判決によれば、運用益部分は雑所得として課税対象になると解されるが、雑所得の計算も収入金額から必要経費を控除することになっている(同法35条2項2号)。したがって、一の収入を実質的な運用益部分とそれ以外の部分とに分割して、法令を適用することにはなっていない。

次に、収入金額は、「別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)」(所得税法36条1項)であり、権利の価額は当該権利を取得する時における価額である(同条2項)。前述(イ)のとおり、相続時に取得した年金受給権は相続時を含む年分の収入金額として認識すべきである。この所得こそ同法9条1項15号で非課税所得とされるものであると考える。

次に、収入金額は、「別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額」であるから、前述(イ)のとおり、本件各年金の額も収入金額として認識すべきと解される。しかしながら、その所得の金額は、必要経費を控除したものであり、必要経費に算入すべき金額は「別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費

用』(所得税法 37 条 1 項)などであるので、本判決のように、運用益部分以外を本件各年金の元本と認定するのであれば、本件各年金に係る所得は、各年分の年金の額からそれに対応する元本相当額を必要経費として控除して算出することになる。なお、当該元本相当額を本判決による非課税所得の区分計算に合わせて必要経費の額とすれば、課税対象となる所得の額は、本判決から導き出される額と同額となる。

以上の考え方(以下「私見」という。)は、控訴審判決の考え方に近く、本件年金受給権の取得による所得と本件各年金に係る所得を別個の所得として捉えている(ただし、控訴審判決と異なり、それらの財産の法的性格の違いを別個の所得として扱うことの直接の根拠とするものではない。)。そして、前者を元本相当額として扱い、その元本相当額を後者の計算において必要経費の額として控除することにより、所得が重複して認識されることを排除している。年金受給権の取得による所得を元本と見ることは、本件各年金をいったん相続時に一時金で受け取り、同時に本件特約と同内容の保険に加入したとすると理解しやすい。この場合は、当該一時金の額(相続時における年金受給権の額に相当する。)が相続人の支払保険料となり、年金に係る通常の雑所得の計算が適用される。この点は、控訴審が、本件各年金の取得につき、「被控訴人が自ら年金契約等の定期金給付契約を締結して自ら掛金を負担し、年毎に年金等の定期金を受け取る場合と異なることなく」と指摘しているところである。

(ハ) 本判決と所得税法の規定との整合性

本判決は、各年分において運用益以外の部分を直接に所得税法 9 条 1 項 15 号の非課税所得であると認識しているようであるが、前述(イ)のとおり、相続のあった年分において、年金受給権の取得により所得が発生しているにもかかわらず、これを認識していないため、

その妥当性が疑われる。金子宏教授は、「被相続人の死亡により取得した年金受給権に対しては、将来受け取るべき年金の金額を現在価値に割り引いた金額の合計額を課税標準として相続税を課すべきであり、現実の年金の受領の際には、受領額からそれに対応する相続税課税対象額を控除した金額が所得税の課税対象になると解すべきであろう」(『租税法』第 16 版、弘文堂：176 頁、脚注 12)と述べておられるが、これは当該相続税課税対象額を非課税所得として本件各年金から分離することにより課税対象としないということではなく、「納税者が取得した経済的価値のうち、原資の維持に必要な部分は、所得を構成しない。これは制度的には必要経費の控除、譲渡資産の取得原価の控除等の問題として現れるが、これらは資本主義的拡大再生産を保障するために必要な制度である。」(同頁本文)と述べられているとおり、本件年金受給権が本件各年金の元本に相当するというのであれば、必要経費の控除を通じて所得計算において課税対象としないこととするのが妥当な解釈といえるのではないであろうか。上記(ロ)の私見⁽¹⁸⁾によると、本件課税処分は、所得税法 9 条 1 項 15 号に直接に抵触するものではなく、本件年金が所得税の課税対象とならないとする本判決の判断を是とするなら、同法 35 条の雑所得に係る必要経費の算定を誤ったものと考えることができる。もっとも、課税庁は平成 22 年政令第 214 号による改正(以下、単に「改正」という。)前の所得税法施行令 183 条 1 項の規定に従って課税処分を行ったにすぎないので、同項が誤った所得計算を規定していたということになる。また、上記(ロ)の私見によれば、所得税法 207 条の源泉徴収規定が置かれていること、所得税法 9 条 1 項 15 号とは別に同項 3 号ロが規定されていることなどの解釈においても無理が生じない。さらに、上記(ロ)の私見によれば、所得税法 9 条 1 項 15 号の非課税所得は、相続税と同一

の課税対象である財産（本件年金受給権）の相続時における（収益還元方式に基づく価額とするか、一時金相当額とするかなどの）評価の問題（必要経費の算定の基礎となる。）にすぎないので、本判決のように、本件各年金に含まれる非課税部分を観念するために、（相続税の課税対象と）「同一の経済的価値」というような経済実質論的な概念を所得税の課税対象となるか否を判断するために持ち込む必要もないのである。

本判決は、争点となっている第一回目の年金に限定しての判断であり、具体的に所得税法をどのように適用したのか必ずしも明らかではない。しかしながら、本判決は、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当する部分（＝本件年金受給権の取得の時における時価）は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといえるとして、本件各年金の支給額のうち運用益以外の部分は所得税法9条1項15号により（すなわち、運用益以外の部分を必要経費として総収入金額から控除するのではなく）所得税の課税対象とならない旨の判示をしており、相続時の年金受給権の取得を所得（非課税）として認識することなく、本件各年金の一部分を直接に所得税法9条1項15号の所得（非課税）と認識している。そして、改正後の所得税法施行令185条2項も、本判決に即し、その年に支払を受ける年金の額のうち、その年金に係る相続税評価割合とその年金の支払総額又は支払総額見込額を基に計算した支払年金対応額の合計額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する旨規定している。しかしながら、本判決のこのような所得税法の適用は、前述のとおり、包括所得概念により、暦年ごとに発生主義（より正確には、権利確定主義あるいは実現主義）で収入金額を捉え、（総）収入金額から必要経費を控除して所得の額を算定する所得税法の規定に忠実なもの

とはいええない。また、本判決は、「経済的価値が同一」、「運用益に相当する」などとする経済実質論的な評価を用いて、相続財産（年金受給権）の取得の時（相続時）に所得が生じているにもかかわらず、これを無視して、本件各年金の支給時に、相続財産の取得によって生じる所得を認識するに等しく、第一審と同様の誤り⁽¹⁹⁾を犯していると考える。

さらに、本判決は、「本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第一回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。」とやや分かりにくい表現をしているが、端的にいうと、第一回目に支給された230万円には運用益部分がないので、その全額が課税対象にならないと結論しているように見受けられる。しかし、年金払を選択した場合に、10回にわたり毎年230万円が支給されることになるのは、その間に滞留する資金の運用益が生じることを前提に当該金額が算定されているのであるから、一回目だけを切り離して運用益がないとっていいものかという点でも疑問が残る。契約上、総額2,300万円の年金が支払われること、相続時にその元本となる金額（一時金として受け取ることを選択した場合の支給金額と考える。）があること、その差額が運用益であることは客観的な事実といえるが、本件各年金の元本と運用益の区分は仮定計算にすぎないので、本件各年金の相続時の現在価値を算定するというようないたずらに複雑な区分をする必然性があるとは考えられず、毎年均等額を非課税所得の額（上記(ロ)の私見では必要経費の額）とする簡便法が優れているようにも思われる⁽²⁰⁾。

（二）その他の論点

〔1〕本判決に基づく雑所得の計算

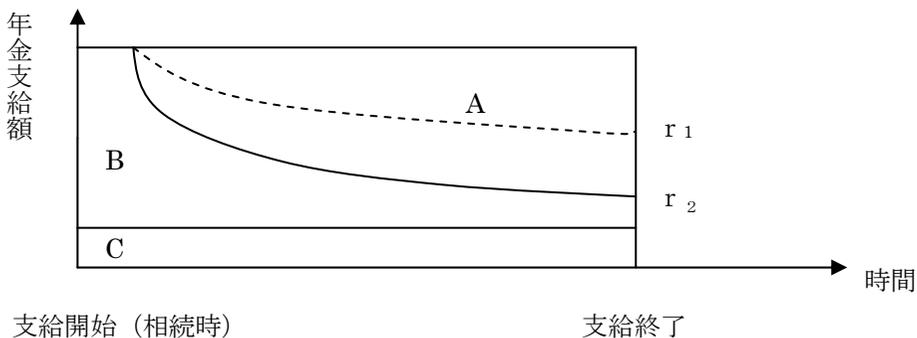
本判決を受けて、政府は、生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算の取扱いを変更した⁽²¹⁾。これによると、改正前は、相続等により取得したものであるか否かを問わ

ず、支払を受けた年分の受取年金の額（総収入金額）からその額に年金支払総額（又は見込み額）に占める支払保険料の総額の割合を乗じた額（ただし、相続等により取得したものにあっては、被相続人の支払った保険料であっても控除する。）を必要経費として控除した額を雑所得の金額としていたが、改正後は、相続税の課税対象部分以外を所得税の課税対象とし、確定年金、終身年金等の種類に応じて、その年金の残存期間年数、支払総額等を基に、所得税の課税対象となる一単位当たりの金額を計算し、これに経過年数を乗じて、その年分における雑所得に係る総収入金額を算出することとしている。

下図 1-1 は、本件各年金の額のうち、従来の扱いによる雑所得の計算上の総収入金額（ $A+B+C$ ）と必要経費（ C ）との関係及び本判決による非課税所得とされた部分（ $B+C$ ）と課税所得とされた運用益に相当する部分（ A ）との関係を示すイメージ図である。本判決は、本件各年金（ $A+B+C$ ）の相続時の現在価値（ $B+C$ ）は、相続税の課税価格に相当するもので、所得税法 9 条 1 項 15 号の非課税所得に当たるとして、当該現在価値への課税を違法としたが、課税庁は C の部分に課税することとしておらず、結局、第一回目の年金支払額のうち B に属する部分に課税し

たことが違法とされたことになる。ここでは、これらの額がいずれも収益還元による実質額（相続時における本件各年金の割引額）ではなく名目額で議論されていることに留意する必要がある。すなわち、相続後毎年 10 回に分けて支給される年金の総額が名目額で $A+B+C$ であり、 $B+C$ は、 $A+B+C$ を本判決という現在価値でみた場合の本件年金受給権（本件各年金の元本に相当する。）の相続時における名目額（＝実質額）であり、その差額の A は、各年分の運用益の名目額での総額を示しているのである。第一審判決は、 $A+B+C$ は経済的実質において相続税の課税対象である年金受給権の評価額に相当するとする。しかしながら、所得税法は各年分の所得の計算において、本件各年金を相続時の実質額で課税することにはなっておらず、仮に $A+B+C$ と相続時の本件年金受給権が実質的に同一の価値と評価できる場合であっても、そのことと所得税法の適用における所得実現時での名目額による課税とを混同すべきではない。一方、本判決は、 A を運用益（あるいは名目額の上昇）と評価し、所得税法が名目額での課税を規定していることを正しく捉えて、 A が所得税の課税対象になると解している。

(図 1-1)



本判決は、 A の部分が含まれない第一回目の年金については所得課税できないとするの

みで、本件各年金の運用益部分（所得税の課税対象）とそれ以外の部分（所得税の課税対象外）の具体的な区分の方法を示していない。相続により取得した年金受給権の相続時点での現在価値（前述(i)のとおり、一時金で受給した場合の価額に相当すると考える。）を元本とみる本判決によると、元利合計額で毎年230万円が受給できるように保険会社の留保資金が運用されるものとして、毎年の230万円の元利合計額を元本部分と運用益部分に分離することが考えられ、この場合は、割引率を r とすると、 n 年目に受け取る230万円の元本の額が $230 / (1+r)^{n-1}$ 、運用益の部分が $230 [1 - 1 / (1+r)^{n-1}]$ となる。改正後の計算方式は、 $B+C$ を相続税における年金受給権の評価額(平成22年度税制改正前は $A+B+C$ の6割)としているため、本件における割引率 r は13.7% ($=r_2$)である⁽²²⁾。この割合は、相続税の評価で用いられる平成14年度の基準年利率⁽²³⁾の3%や、本件年金払生命保険の運用利回り ($=r_1$) の2.54% (本件の現価計算において用いられる8.956を複利年金現価率とみて推測したもの。) ⁽²⁴⁾と比べると著しく高く、結果として $B+C$ は過少に評価されている（相続税における評価額が保守的に低く算定される。）。これは、相続税法24条1項の評価割合が、昭和25年3月の相続税法の全文改正以降平成22年度税制改正まで改正されておらず、また、収益還元的な評価といわれるものの権利の残存期間に応じた評価割合が5年ごとに区分されるなど大雑把なものであったことから、相続税法24条の評価割合が必ずしも実情を反映していなかったことに原因がある。なお、所得税法の適用において採用されるべき $B+C$ は、実勢の割引率を用いて個別評価（時価評価）したものであることから、同項の評価割合をそのまま使用して計算すると、所得税法の適用上採用すべき $B+C$ から乖離することになる⁽²⁵⁾。一般に、安全率を考慮して控えめに評価され

る相続税の評価額を所得税法における評価額として採用することは、差し引き計算を通して課税対象となる所得の金額が多めに算出される傾向が生じるが、反対に、相続税では有利に評価されていることや、相続税の課税価額以外の部分を所得税の課税対象とする方が二重課税排除の趣旨に合致するとも考えられるので、そのような乖離が生じたとしても必ずしも不合理とはいえないと思われる。なお、平成22年度税制改正により相続税法24条が改正（平成23年4月施行）され、定期金の評価は、権利取得時の解約返戻金の金額、給付されるべき一時金の金額などに基づく実勢価額によることとされたことから、法定評価によるこのような乖離の問題は一応解消したと考えることができる。

[2] 本判決における経済的価値の意味するもの

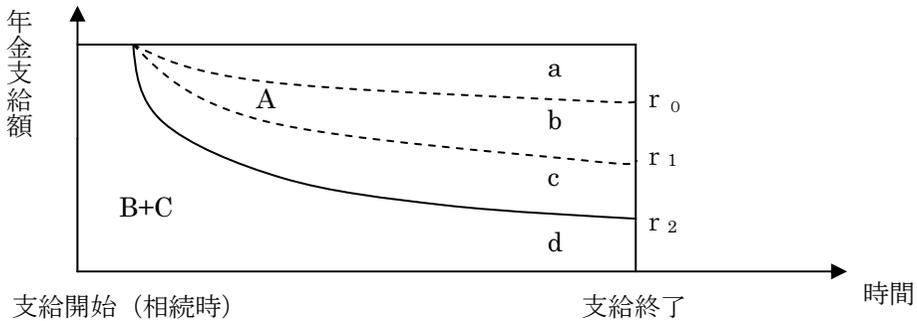
第一審において、課税庁は、相続税法の法定評価によると、年金受給権の価額は1,380万円であり、本件各年金の一時支払の場合の現価は2,059万円 ($=230 \text{万円} \times 8.956$) であるので、経済的価値が同一であるとはいえないと主張したが、第一審判決は、現価計算の方法が異なることによるものとしている。本判決は、所得税の課税対象となる経済的価値が相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものか否かで非課税所得を判断するものであることから、ここでいう経済的価値（又は現在価値）が何を意味するものであるかを考察しておくことが有益である。

下図1-2は、運用益部分である課税所得 ($A=a+b+c$) とその元本(本件年金受給権)部分である非課税所得 ($B+C=d$) が割引率 r とどのような関係にあるかを示すイメージ図である。ここで、 r_0 は貨幣の純然たる時間価値のみを考慮した場合の利率率である割引率、 r_1 及び r_2 は上図と同じくそれぞれ本件年金払生命保険の資金運用に基づく利回り及び相続税の評価割合に対応する割引率であ

る。本判決は、本件各年金の r_1 による相続時の現在価値 ($c+d$) が相続税の課税対象となる現在価値 (d) に相当するというのであるから、その差額である c は、第一審判決のとおりに、両税法における割引率の相違によるものと考えられる。なお、所得税法の適用における元本の額としては本来 $c+d$ を使うべきであるが、この点については前述[1]のとおりで。ところで、将来のキャッシュ・フローの不確実性やリスクを考慮しない割引率 r_0 は保険会社はその事業活動のために資金運用することを前提とする利回り r_1 より低いと考えられ、また、 $A+B+C$ は与件であることから、 $A+B+C$ の相続時における現在価値⁽²⁶⁾は r_0 で割引いたところの $b+c+d$ である。そうすると、 $A+B+C$ の相続時における現在価値は $c+d$ ではなく $b+c+d$ であり、保険会社の積極的な資金運用により発生した、

名目価額の上昇分 a を超える実質的利益 b が含まれるのであるから、 b の存在を無視するに等しい第一審判決の判断は妥当ではなく、 $A+B+C$ に運用益 b が含まれるとする本判決の判断は妥当であるとする。前述[1]のとおりに、所得税法は実質額で課税することになっていないので、名目価値の上昇分である a を加えた $a+b$ (=本判決でいう運用益部分) が所得税の本来の課税対象である。そして、改正後は、相続税の財産評価額を所得計算の基礎として使用するのであるから、両税法における割引率の相違(平成 24 年以降は相続税法において実勢価額を使用することとなっているので、事実上、 c はおおむね消滅したと考えることができる。)から生じる課税対象 c を加えた $a+b+c$ が所得税の計算上の課税対象である。

(図 1-2)



ここで、本判決の核心部分である上記判示内容(2)の下線部分に沿って考えると、本判決は、「この価額[相続税の課税対象となる本件年金受給権の価額]は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価[割引率 r_2 による現在価値 d] (同法 22 条)、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額[割引率 r_1 による現在価値 $c+d$] に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額 [$a+b+c+d$] との差額 [$a+b$] は、当該各年金の

上記現在価値をそれぞれ元本 [$c+d$] とした場合の運用益の合計額 [$a+b$] に相当するものとして規定されている」([]内の記載は筆者による。)と判示しているものと解される。本判決でいう現在価値は、保険会社が r_1 の配当利回りを前提に資金運用する場合の本件各年金に係る元本相当額 ($c+d$) を意味し、本件年金受給権の相続時での価値を指すものであって、本件各年金を利子率 r_0 で還元したところの本件各年金の相続時での価値 ($b+c+d$) を指すものではない。本判決においては、

割引率等の前提の置き方により必ずしも一義的ではない現在価値（又は経済的価値）という用語が後者の価値と異なる意味で使用されていることが、本判決を分かりにくいものとしているように思われる。

[3] 源泉徴収規定との関係

課税庁は、本件訴訟において、死亡保険年金への源泉徴収規定（所得税法 207 条）があることを本件年金が所得税法 9 条 1 項 15 号の非課税所得に当たらないことの根拠の一つに挙げている。仮に、所得税法が非課税所得について源泉徴収規定を置いていないとすれば、控訴審において課税庁が主張するように、源泉徴収自体が誤りであったことになり、納税者は、確定申告において、その源泉徴収税額の全部又は一部の還付を受けることができない。そして、納税者は源泉徴収をした C 生命に対して当該源泉徴収税額の返還を求めべきことになる。

これについて、第一審は、当該源泉徴収規定を死亡保険年金以外の年金に関する規定と解することができるとしたが、控訴審は、当該源泉徴収規定があることは、所得税法が死亡保険年金への課税を前提にするものであると解している。そして、最高裁判所は、源泉徴収義務者である C 生命は、所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、源泉徴収しこれを納付する義務があるとして、当該源泉徴収は適法であると判示した。本判決が「所得税の課税対象となるか否かにかかわらず」としていることから、源泉徴収規定があることをもって課税所得に当たるとはいえないと判断しているようにも見受けられる⁽²⁷⁾。

所得税法は、その法律構成上、まず、所得のうち同法 9 条の非課税所得に該当するものを課税対象から除外し、課税対象となる所得を 10 種類に区分して、それぞれの所得区分に応じて、課税範囲、所得額の計算方法等を定め、その上で、それらの所得のうち源泉徴収の対象となるものにつき源泉徴収規定を置

いている。したがって、基本的には、もともと課税の対象としない所得（非課税所得）について源泉徴収することは予定していないと考えられる。仮に、本件各年金からの所得がすべて非課税所得となるのであれば、源泉徴収規定を置く必要がないので、明文の規定により、死亡保険年金を規定上源泉徴収の対象から除外すべきであろう。

しかし、本判決によれば、本件年金がたまたま第一回目の支払であるため課税対象となる運用益部分が含まれないが、その後の本件各年金には運用益が含まれるというのであるから、当該源泉徴収規定は課税所得となる運用益部分があることを考慮して置かれているものと解することができる。したがって、本判決は、「所得税の課税対象となるか否かにかかわらず」としているものの、当該源泉徴収規定があることは所得税法が死亡保険年金への課税を前提にするものであるとする控訴審の解釈を否定するものではないと考える。

本判決によれば、本件年金は全額が非課税所得ということになるが、所得税法 207 条は、「その支払の際、その年金について所得税を徴収し」と規定するのみであり、年金の支払額に非課税所得に該当する部分が含まれていたとしても規定上問題がないと考えられる⁽²⁸⁾。この点は、例えば、非課税所得であるいわゆる通勤手当を給与所得に係る源泉徴収の対象に含めて源泉徴収規定を適用するのは事例が異なる。すなわち、給与所得については、給与等の支払をする者に対する源泉徴収規定である同法 183 条は、源泉徴収の対象となる給与等を同法 28 条 1 項に規定する給与等としており、同項は、「給与所得とは、俸給、給料、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。」としているが、所得税法 9 条 1 項 5 号により、通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち通常必要部分は非課税所得として課税対象から除外され

ているので、非課税所得である通勤手当は、所得区分の前に給与所得から除外されており、給与等に該当することはないから、通勤手当を給与に含め給与所得に係る源泉徴収規定を適用することは違法となる。したがって、この場合は、当該源泉徴収は違法であり、その誤りは源泉徴収義務者において是正すべきことになり、納税者が確定申告において過大に徴収された源泉徴収額の還付を受けることはできないのである⁽²⁹⁾。

以上から、基本的に、源泉徴収規定は、課税所得に係る利得につき置かれていると解するのが自然であり、本判決は、控訴審のこの点の判断を否定するものではないと考える。また、当該源泉徴収規定が死亡保険年金を除外していないことから、第一審判決によると、本件各年金の全額を非課税所得であるとしながら規定上は不必要な源泉徴収を義務づけていることになり、所得税法 207 条が死亡保険年金以外の年金に関する規定であるとする第一審の解釈は妥当とは思われない。上記(ロ)の私見によれば、本件各年金は、雑所得の総収入金額に算入することとなり、その一部又は全部を非課税所得と認定するものではないので、所得税法 9 条と源泉徴収規定との関係につき、上記のような議論が生じる余地がなく、同法 207 条の規定と矛盾しない。

ホ 本件生命保険差額への課税の適否

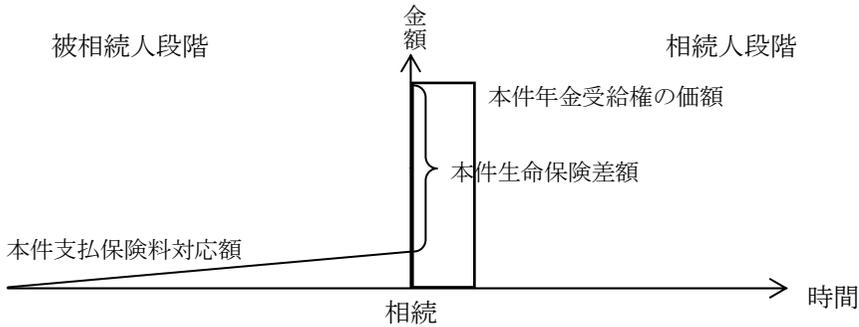
最後に、本件生命保険差額への課税の適否について考察する。本判決によれば、本件生命保険差額に相当する額が非課税所得の一部とされて所得課税の機会が失われることになるが、仮に本件生命保険差額への相続後の所得課税が容認されるのであれば、本判決は、これまで検討してきた判断過程だけでなく、その結論においても妥当性に疑義が生じることになる。

(イ) 本件生命保険差額の性格

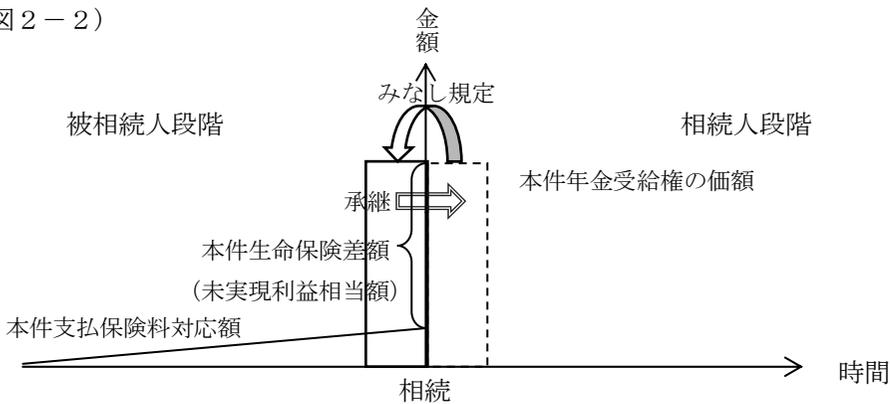
私法上、本件年金受給権は、被相続人の死亡を原因として相続人が直接に取得する財産

であって本来の相続財産ではない⁽³⁰⁾。したがって、本件年金受給権は、本来被相続人に帰属する財産ではなく、また、被相続人段階では保険事故(被保険者である被相続人の死亡)が生じていないのであるから死亡保険金に係る利得は発生しておらず、被相続人に帰属する未実現の利益があるということもできない。しかしながら、租税法上、本件年金受給権は、相続税法 3 条 1 項 1 号により相続財産とみなされ相続税が課されることとなり、所得税法は、同条のみなし規定があることを前提に、同法 9 条 1 項 15 号において相続等により「取得したものとみなされるもの」を相続等により取得したものと同様に非課税所得とする旨を規定しているのであるから、これらの規定を整合的に理解すると、下図 2-2 のとおり、所得税法においても本件年金受給権が相続により被相続人から相続人に承継されるとみなして課税関係を規定していると考えられることできる。そして、本件年金受給権は、被相続人が保険料を支払うことにより生じた財産であるから、当該みなし規定により本件年金受給権がいったん被相続人に帰属するとみなされると考えれば、被相続人の支払った本件年金受給権に対応する保険料の累計額(本件支払保険料対応額)は、本件年金受給権の取得に要した費用(原価)とみることもでき、本件年金受給権の価額と本件支払保険料対応額との差額、すなわち本件生命保険差額は、(被相続人段階では保険事故が生じていないという意味で)未実現であるが、本件年金受給権に含まれる被相続人段階での(未実現)利益(以下「未実現利益相当額」という。)と捉えることもできる。そうすると、この未実現利益相当額は、譲渡所得の基因となる財産などにおける相続時の未実現利益と同様のものと考えても不合理ではないと思われる。したがって、以下、本件の未実現利益相当額を含めて未実現利益という。

(図 2-1)



(図 2-2)



(注) 上の各図は、それぞれ本件年金受給権の本来の帰属関係 (図 2-1) 及び相続税法のみなし規定を前提とする場合の帰属関係 (図 2-2) を表している。縦軸の左側は、みなし相続財産としていったん被相続人に帰属すると考えられる本件年金受給権の価額(表現の都合上、幅を付けている。)及び本件支払保険料対応額を示し、縦軸の右側は、相続人に帰属する本件年金受給権 (図 2-2 においては被相続人から承継することとなる。) の価額を表している。

(四) 本件生命保険差額への所得課税

本判決は、本件各年金の相続時の現在価値の合計額 (=相続時の年金受給権の額) が非課税所得に当たるとしているため、相続時の年金受給権に含まれる未実現利益 (本件生命保険差額) が相続後に実現しても所得税が課されないこととなる。一方、生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算は、改正前の所得税法施行令 183 条 1 項によれば、各年金の額から必要経費として控除されるのは被相続人により払い込まれた保険料であり、本件生命保険差額には当該各年金の受給時に所

得税が課されることとなっていた。したがって、本判決は、結果的に、相続後は相続時の年金受給権の価額のうちの未実現利益に所得課税ができないと結論したことになる。一般に、相続財産に含まれる未実現利益に対しては、後述(2)イ(イ)のとおり、相続後の所得実現時に所得課税が行われている。したがって、相続財産に含まれる未実現利益部分を含めて所得税法 9 条 1 項 15 号の非課税所得であるとし当該未実現利益への所得課税を容認しない本判決の結論 (以下「本判決の結論」という。) が、年金払生命保険にとどまらず、未実

現利益を含む他の種類の相続財産にも当てはまるか否かに重大な関心が寄せられている⁽³¹⁾。しかしながら、本判決は、本件生命保険差額の扱いについてなんらの説明もしていない。おそらく、同号の素直な解釈や、一時金で受け取る場合に所得税が課されていないことから、説明を要するものとは認識しなかったのであろう。したがって、最高裁判所が明確な意図の下に相続財産に含まれる未実現利益に相続後は所得課税ができないと判断したとは思われないが、本判決の結論は、被相続人の段階で所得課税（清算）されなかった未実現利益が相続後に実現した場合、これを所得税法上どのように扱うべきかという所得税法の基本問題に触れるものであり、本判決は、その適否は別として、この問題に正面から向き合う機会を与えている。

相続財産に含まれる未実現利益への所得課税を容認する考え方として、①相続は被相続人の地位を承継するものであるので、被相続人段階で所得課税が行われていない所得には相続人に課税してもよい（すなわち、被相続人の代替課税であって二重課税に当たらない⁽³²⁾。）、②相続財産に係るキャピタル・ゲインについては、本来所有権が移転する時点を押えて被相続人に課税すべきであるが、被相続人の段階では譲渡所得が実現していないこと、相続時には金銭の授受がないこと、被相続人の租税債務を承継する相続人に相続税との二重の負担が生じることなどに配慮して、課税を繰り延べているだけなので、所得実現時には課税してもよい（すなわち、被相続人の租税債務の履行を繰り延べているにすぎない⁽³³⁾。）、③相続開始直前に所得が実現すると所得税を支払った上でその残余に相続税が課せられるので、バランスを取って実現時に相続人に課税すべきである⁽³⁴⁾などが挙げられる。そして、相続財産に含まれる未実現利益への課税を容認する考え方に立つと、年金払生命保険に係る本件生命保険差額の扱いは

例外である⁽³⁵⁾ので、例外扱いとする理由が必要となる。死亡保険金については遺族の生活保障となることや生命の代償ともいえることを考慮して特別な扱いを認める余地もある⁽³⁶⁾が、例外であるなら遺族年金に係る非課税規定（所得税法9条1項3号ロ）のように明文の規定が必要であろう。一方、例外扱いとする理由がない場合は、一時金は相続時に所得が実現したと考えることができるので、一時金に含まれる未実現利益への所得課税の問題が生じることになる。

ところで、上記の相続税法のみなし規定と所得税法の「取得したものとみなされるものを含む」との規定（以下「両規定」という。）のみでは、文理上、みなし相続財産がいったん被相続人に帰属した上で相続人に承継されるとまで解することは困難であるから、本件生命保険差額が未実現利益と同様のものであるということはできず、未実現利益相当額は存在しないのではないかとの指摘もあるであろう⁽³⁷⁾。しかしながら、この指摘は、本件生命保険差額への相続後の所得課税を容認する上で影響を与えることはないと思われる。なぜなら、本件生命保険差額に相当する「外部からの経済的価値の流入」（利得）が相続人又は被相続人に生じたことは事実であり、仮に、上記指摘のように、被相続人に帰属する未実現利益というものはなく本件生命保険差額を含む利得が相続人に直接に帰属するというのであれば、相続人のその利得について所得課税することに特別な理由は必要ないからである。相続人段階で発生していない所得に課税し得るとする上記①ないし③のような根拠は、本件生命保険差額を含む本件年金受給権が両規定によりいったん被相続人に帰属すると考える場合に必要となるのである。

(ハ) 本件生命保険差額相当額を必要経費としないことの妥当性

相続財産に含まれる未実現利益への所得課税を容認する上記(ロ)①ないし③のような考

え方があることと、所得税法の規定上そのような解釈を採り得るかは別問題である。そこで、所得税法の規定上、相続財産に含まれる未実現利益又は未実現利益に相当する額に所得課税する余地があるか検討する。

所得税法9条1項15号は、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」と規定するのみであるから、この規定から相続財産に含まれる未実現利益が非課税所得の範囲から除外されると解することは文理上困難である。しかしながら、上記二(ロ)の私見によれば、本件の問題は、本件各年金の一部が非課税所得に該当するか否かではなく、本件各年金に係る必要経費の範囲の問題であると捉えている。したがって、本件各年金の必要経費の額に本件生命保険差額を含めず、かつ、被相続人の支払った本件支払保険料対応額を必要経費として控除することに、妥当性があり、法解釈上も許容できるのであれば、本件生命保険差額への所得課税を容認し得ることになる。

所得税法37条は、雑所得等の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、総収入金額に係る売上原価のほか、「その他当該総収入金額を得るために直接要した費用の額」などである旨規定している。そして、本件各年金を得るために直接要した費用は、その元本である本件年金受給権の取得に要した費用であると考えられる。しかし、その取得に要した費用の額については、①無償取得であるので、取得に要した費用の額は零円である、②無償取得であるが、被相続人が保険料を支払っており、相続人は被相続人の地位を承継しているのであるから、取得に要した費用の額は当該保険料の累計額のうち本件年金受給権に対応する額（本件支払保険料対応額）である、③いったん時価相当額の所得を認識した（ただし、非

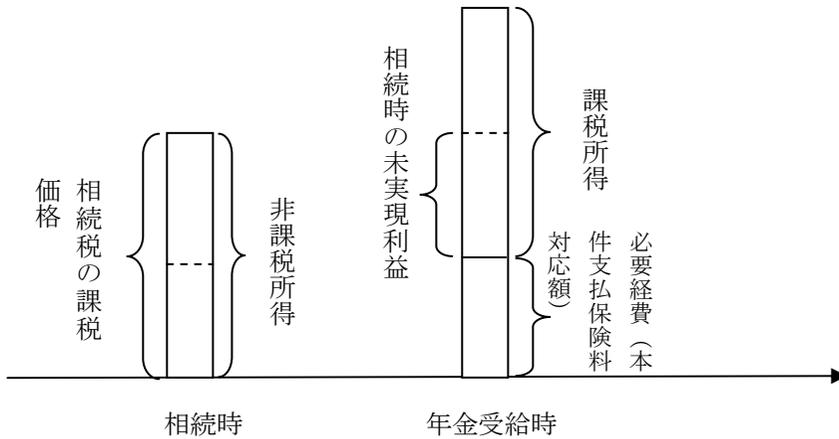
課税）のであるから、取得に要した費用の額は本件年金受給権の時価相当額である、との三つの考え方が生じる。相続人は、無償で本件年金受給権を取得したのであるから、文理上、取得費は零円と考えるべきであろうが、相続による地位の承継ということで、所得の帰属の問題を別として、所得の創出という面から考えると、被相続人の支払った保険料を必要経費として控除しないことは不合理であると思われる。一方、相続財産に係る未実現利益を含めて非課税とした上で当該未実現利益に相当する額を必要経費に算入することは、所得が被相続人段階で発生している場合に、たまたま所得の実現が相続後であるという理由で永久に所得課税を免れることになり、相続前に所得の実現があった場合と比べて著しくバランスを欠く結果となり、不合理といわざるを得ない。したがって、所得税法がこれらのような不合理を容認するものとは思われず、論理解釈によれば、上記②の解釈が妥当であると思われる。そして、上記②の解釈によれば、譲渡所得に係る所得税法60条1項のような取得費の引継ぎ規定がなくても、本件各年金の必要経費の額を本件支払保険料対応額と解する余地はあり、本件生命保険差額に相当する額の所得課税を容認し得ると考える⁽³⁸⁾。本判決は、本件生命保険差額への所得課税につきなら検討することなく、本件生命保険差額相当額を含めて非課税としているが、本件生命保険差額への所得課税を容認する余地があるため、本件判決の結論についても、その妥当性に疑問が生じるところである。

へ 小括

以上の検討を基に、本件各判決の考え方及び上記二(ロ)の私見を整理すると、おおむね下図3-1~3-4のようになる。ここで、棒グラフは所得額を表し、(実質額では課税しないため) いずれも名目額である。

① 控訴審及び課税庁の考え方(本件年金受給権の取得による所得と本件各年金に係る所得を別個の所得と認識するもの)

(図3-1) 年金受給権の額 年金収入の総額

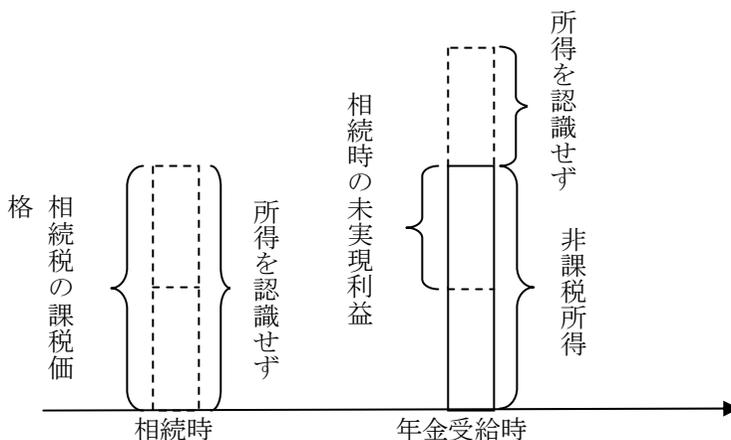


(論点)

被相続人の支払った本件支払保険料対応額を相続人の年金収入に係る必要経費として控除する理由は何か。仮に、非課税所得とした年金受給権の額を本件各年金の元本相当額である(あるいは所得としてすでに認識している)と考えると、相続財産に含まれる未実現利益(本件生命保険差額)についても必要経費として控除すべきではないか。当該未実現利益に課税すると所得を二重に認識して課税することになる(ただし、年金受給権の取得による所得は非課税であり二重課税は生じない)。また、一時金に含まれる未実現利益に所得税が課されないことと矛盾する。

② 第一審及び納税者の考え方(本件年金受給権の取得による所得を認識せず、本件各年金に係る所得を本件年金受給権の取得による所得と同一であるとして、非課税所得と認識するもの)

(図3-2) 年金受給権の額 年金収入の総額



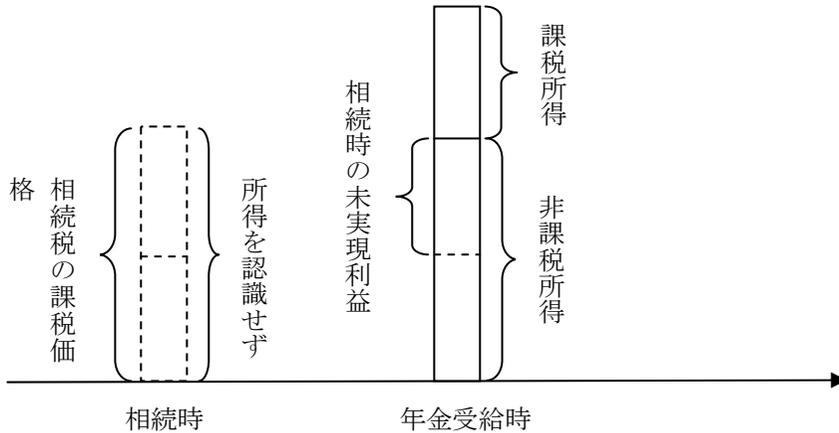
(論点)

相続時に年金受給権の取得による所得を認識しないのは疑問。所得の認識は実質価値で行われるものではない(名目額の上昇に課税すべきでないという議論はあるが、現行所得税法はそのような考え方を採っ

ていないし、保険会社による運用益が含まれることを考慮すると実質価値が同じということもできないのではないか。)。相続財産に含まれる未実現利益を相続後に課税しないと、相続を経れば当該未実現利益につき所得税が課されないことになる。また、後述(2)イ(イ)のとおり、現行法上、相続財産に含まれる未実現利益に相続後に所得税を課することになる財産があり、その整合性につき説明を要する。

③ 本判決の解釈(本件年金受給権の取得による所得を認識せず、本件各年金に係る所得を課税所得と非課税所得とに分けて所得を認識するもの)

(図3-3) 年金受給権の額 年金収入の総額

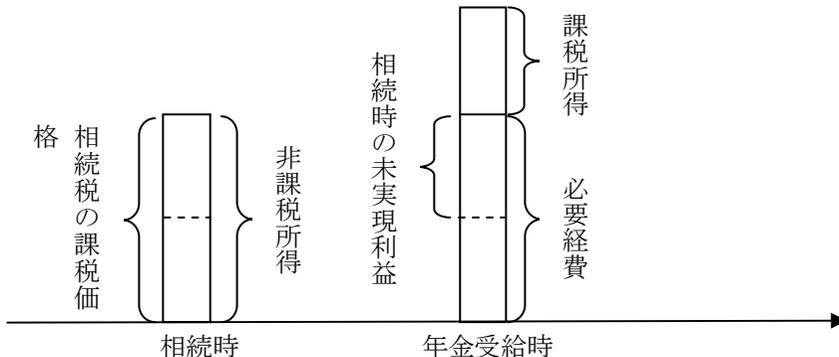


(論点)

所得税法は、一の収入を課税所得と非課税所得に区分して課税する構造をとっておらず、包括所得概念の下でまず(総)収入金額を認識し、対応する必要経費を控除して(ネット概念である)所得を認識する構造をとっており、相続時に年金受給権の取得による所得を認識しないのは疑問。相続財産に含まれる未実現利益については上記②に同じ。

④ 上記二(ロ)の私見(本件年金受給権の取得による所得と本件各年金に係る所得を別個の所得と認識するが、必要経費の控除を通じて元本相当額への課税を排除するもの)

(図3-4) 年金受給権の額 年金収入の総額



(論点)

課税所得の範囲は本判決と同一となるが、相続財産に含まれる未実現利益については上記②と同じ議論が生じる。なお、上記二(ロ)の私見は、本件年金が所得税の課税対象とならないとする本判決の判断に合わ

せたもので、必要経費に相続財産に含まれる未実現利益相当分を含めるか否かは別途検討が必要である。仮に、必要経費に相続財産に含まれる当該未実現利益相当分を含めないと上記①と同じ結果となり、論点も共通する。

上記二(イ)のとおり、相続年分において既に本件年金受給権の取得による「外部からの経済的価値の流入」(利得)が発生しており、また、本件各年金もそれぞれの受給年分における利得であるから、本件年金受給権の取得とは別に本件各年金の受給についても所得を認識すべきである。そして、本件年金受給権の額を本件各年金の元本相当額と捉えるのであれば、同(ロ)、(ハ)のとおり、本件各年金の受給年分の雑所得の計算において、当該元本相当額を必要経費として控除するのが所得税法の諸規定に合致する考え方であると思われる。

本判決及び第一審判決は、本件年金受給権の取得による所得が本件各年金の受給による所得の一部(運用益以外の部分)又は全部であるとするものであり、本件年金受給権の取得による所得を相続年分において認識することなく、本件各年金の一部又は全部を本件年金受給権と「経済的価値が同一」であるという理由から所得税法の適用上も同一の所得として、相続年分を越えて所得税法9条の非課税所得に該当するとしており、暦年ごとに総収入金額から必要経費を控除して所得(所得税法9条の所得に該当すれば非課税)の額を計算する所得税法の規定に沿った判断をしているとはいえない。加えて、第一審判決は、本件各年金に運用益が含まれていること、及び所得税法が暦年ごとの名目額による課税であることを理解したものとは思われない。したがって、本判決及び第一審判決は、いずれもその判断過程に問題があり、妥当性を欠くものであると考える。

本件課税処分は、第一回目の年金の受給に対して行われたものであり、課税庁は、相続年分に取得した本件年金受給権については所得課税をしていない。したがって、同処分は、

所得税法9条1項15号に違背するものではなく、本件の本来の争点は、同法35条2項2号の雑所得の計算、具体的には改正前の所得税法施行令183条の計算方法(必要経費の範囲)の適否であると考えられる。

本判決は、本件各年金に運用益の存在を認め、課税庁と同様に運用益への所得課税を容認するものであると考えられるが、本件年金には所得課税ができないとしており、課税庁と結論を異にしている。その原因は、上記ホ(ロ)のとおり、基本的に、本件課税処分が相続財産に含まれる未実現利益(本件生命保険差額)への所得課税を容認することとなる所得税法施行令183条に沿って行われたのに対して、本判決が当該未実現利益を含めて非課税所得であると判断し、当該未実現利益への所得課税を容認しなかったことにある。しかしながら、最高裁判所は、本判決において、相続財産に含まれる未実現利益への相続人段階での所得課税の適否につき何ら検討していないので、最高裁判所が明確な意図をもって当該未実現利益への所得課税を否定したとみるべきではないであろう。相続財産に含まれる未実現利益への現行の所得課税を見る限り、所得税法は、相続財産に含まれる未実現利益への課税を容認しているのではないかと思われるが、相続人が相続財産を承継する場合の相続税と所得税の課税の在り方は、本件における所得税法9条1項15号の解釈と適用の問題にとどまらず、租税政策の問題として別途議論を要する問題であると思われる。このため、本判決の判断過程は妥当なものとは思われないものの、相続財産に含まれる未実現利益を含めて同号の非課税所得であるとし当該未実現利益への所得課税を容認しない本判決の結論については、その適否を断定するこ

とはせず、問題点の指摘にとどめている。

(2) 本判決の射程

専門家委員会報告書は、本判決の解釈を前提として、相続税法 24 条によって評価がなされる財産とそれ以外で区別し、前者が直接の射程であるとしている。本判決の判断過程からすると、相続税法 24 条によって評価がなされる財産については、本件各年金と所得税法上の扱いを異にする理由がないことから、本判決の結論を是とするならば、本件各年金と同様に扱うことに異論はない。しかし、相続税法 24 条によって評価がなされる財産以外に射程が及ぶか否かの判断は、相続人の取得財産の相続税法における評価方法が同一ではないという理由だけで直ちに本判決の射程外とすることはできないと思われる。また、本件に係る評釈の中にも、相続税法 24 条によって評価がなされる財産にとどまらないとする意見もある。そこで、相続税法 24 条によって評価がなされる財産以外の財産について、本判決の射程が及ぶか否かを検討する。

本判決の射程を検討するに当たって、本判決がその判断過程からどのような一般的解釈を示したものであるかを明確にしておく必要がある。本判決は、本件各年金の運用益以外の部分が相続税の課税対象である年金受給権の経済的価値に相当するので、所得税法 9 条 1 項 15 号の相続等により「取得したもの」に該当し非課税所得であると認定している。したがって、相続等により財産を取得したことによる利得の経済的価値が当該相続財産と同一の経済的価値であると評価できれば当該「取得したもの」に当たるとの一般的解釈(以下「本判決の解釈」という。)を示しているように思われる。本判決の解釈によると、相続財産から生じる所得、すなわち相続財産に含まれる未実現利益が相続後に実現した場合の所得や相続財産(特に収益還元方式により評価されるもの)から生じる相続後の利得につき、相続のあった年分を越えて、同号に規定

する非課税所得に該当するのではないかとの議論が生じる。実現した当該未実現利益は、相続財産の経済的価値の一部であるとして、また、当該利得は、相続財産の経済的価値を構成するものとして、当該相続財産の経済的価値と「同一の経済的価値」又はその一部を成すものであるとの見方が生じるからである。

イ 相続財産に含まれる未実現利益への所得課税

(イ) 現行の課税上の扱い

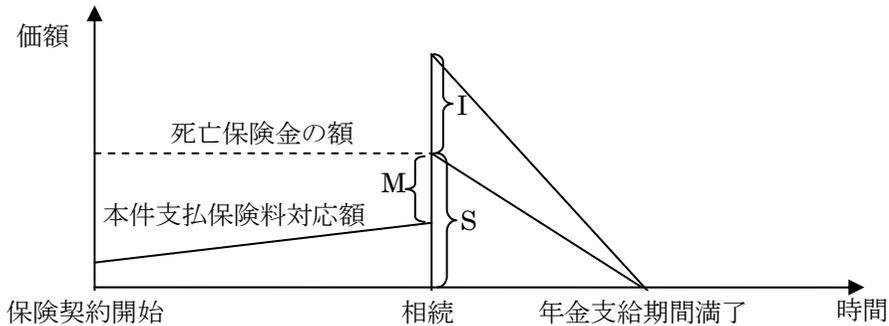
本件年金受給権のほか、土地や株式等、定期預金及び株式の配当期待権についての相続税と所得税の現行の課税は、それぞれ次のとおりである。なお、以下の各図 4-1~4-4 は、これらの財産の価額(名目額:縦軸)の推移を単純化して表したものであり、I は所得税の課税対象である所得の額、S は相続税の課税対象である財産の価額、M は相続財産に含まれる未実現利益の額、D は二重の課税となっている範囲を表す。ただし、本件年金受給権については、表現の都合上、相続前の縦軸を計算上の本件支払保険料対応額とし、相続以後の縦軸を将来の年金受給額の累計額(名目額)としている。

① 本件年金受給権

相続開始まで被相続人の支払う保険料が累積する(同時に、計算上の本件支払保険料対応額も増加する。)が、相続により相続人に年金受給権が生じ、本件各年金が年金の支給期間にわたって均等払される。一時払いではなく年金払を選択したことにより、相続時に年金受給額の累計額が増加している。

本判決によれば、本件年金受給権に係る未実現利益 M (本件生命保険差額) は相続税の課税対象 S に含まれるが、所得税の課税対象 I には含まれないことになる。したがって、当該未実現利益への二重課税は生じない。なお、本件課税処分の考え方によれば、I+M が課税対象となり、M に対応する二重の課税が生じる。

(図4-1)

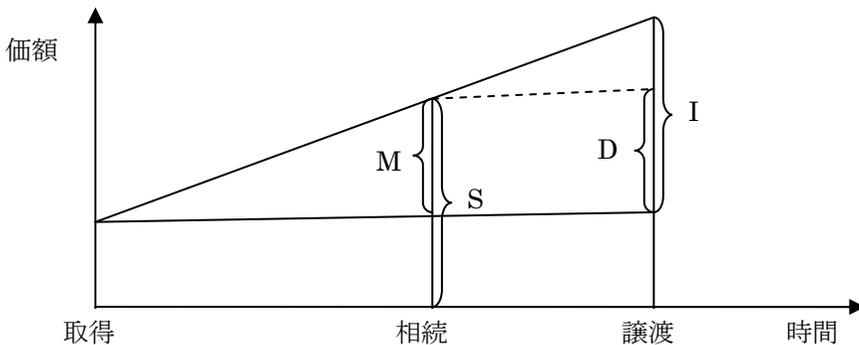


② 土地、株式等のキャピタル・ゲイン

土地、株式等の譲渡所得の基因となる財産に含まれる相続時でのキャピタル・ゲイン M は、それらの財産の時価評価を通じて相続税の課税対象 S の一部となる。なお、それらの財産の相続税の評価額から当該キャピタル・ゲインに係る所得税相当額の控除は行われない。そして、当該キャピタル・ゲインに係る

所得税の課税は、所得税法 60 条 1 項による取得費の引継ぎによりそれら財産の譲渡の時点まで繰り延べられる。これによれば、相続時に未実現のキャピタル・ゲインは、実現（譲渡）のときに相続後のキャピタル・ゲインを含めて課税対象 I とされ、相続時でのキャピタル・ゲインに相当する額 D につき二重の課税が行われる。

(図4-2)

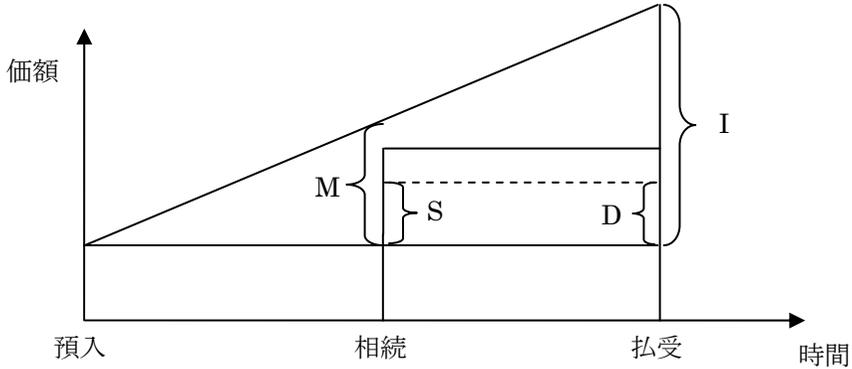


③ 定期預金の既経過利子

評価通達第 8 章第 6 節 203 によると、預貯金の相続税の評価は、相続開始時点における預入高と同時点で解約とした場合に支払を受けることができる既経過利子の額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額との合計額 S

によるとされている。この場合、定期預金の既経過利子は未実現であるので、課税対象となるのは相続時に中途解約した場合の利子であり、額面金利を下回るものである。そして、相続後の満期日において利子 I に対して所得税の課税が行われるので、D に相当する額に対して二重の課税が行われる。

(図4-3)

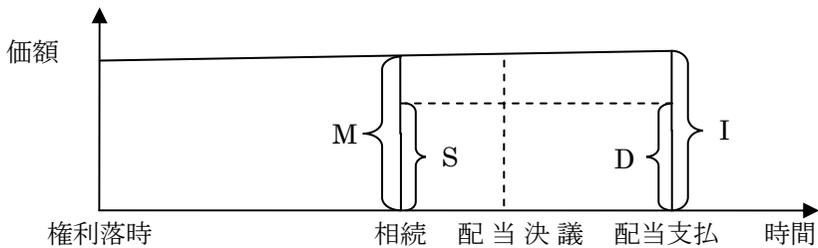


④株式の配当期待権

評価通達第8章第1節193によると、配当期待権の相続税の評価額は、相続開始後に受けると見込まれる予想配当の金額 M から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額 S により評価するものとされる。そして、配当期待権は、配当決議により確定して配当支払請求権に転化し、原則として、配当 I の支払時に所得税

の源泉徴収が行われる。したがって、当該相続税評価額から源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した額 D につき二重の課税となる。なお、下図において、縦軸は、配当決議前は配当期待権の価額であり、配当決議後は配当の価額である。また、配当期待権の額 M と S との差は源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額である。

(図4-4)



(ロ) 本判決の射程内か否かの検討

本判決の解釈によると、上記②から④の各図の D は、本判決でいう「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値」 S の一部又は全部に対応するので、所得税法9条1項15号により、相続時のキャピタル・ゲイン、既経過利子及び配当期待権の所得の実現時に、 D に相当する所得には課税することができず、これまで所得税法60条1項の取得費の計算規定や所得税法181条及び182条の源泉徴収規定により二重の課税を行ってきたこと

と矛盾する。

譲渡所得について、本件の評釈の多くは、所得税法60条1項の取得費の計算規定を根拠に、二重の課税が予定されているとして、相続財産に含まれるキャピタル・ゲインへの課税は問題がないとしている。しかしながら、同項の規定があることを根拠に、非課税所得ではないと解することは規定上やや無理があるように思われる。なぜなら、所得税法は、最初に所得から同法9条に規定するものを非課税所得として課税対象から除いて、次に所

得区分を行い、譲渡所得等につき具体的な計算規定を置いているのであるから、取得費の計算規定にすぎない同項の規定により、遡って同法9条の非課税所得に当たるか否かが判断できるというのは規定の仕方として不自然である。そして、その所得が非課税所得でないというのであれば、同法9条1項15号の相続等により「取得するもの」から除外するのが筋である⁽³⁹⁾。この点で、専門家委員会報告書は、定期預金の既経過利子、株式の配当期待権などに特別の規定がないことにより、二重課税ではないかとの議論が生じるとして、誤解が生じないように所得税法60条1項に準じた立法措置を講じることを提言しているが、本判決が相続財産に含まれる未実現利益への所得課税を一般論として否定するものであるとの理解によるものと考えられる。だからこそ、同項のような二重の課税を可能にする規定を置く必要があるとしているのであろう。しかし、前述のとおり、同項に準じた規定をもって同法9条1項15号の非課税所得から除外されると解することには無理があると思われる。

一方、上記(1)＝(ロ)の私見によると、相続財産の取得に対する所得課税は、いずれの財産についても行われないので、所得税法9条1項15号の意図する二重課税は生じず、相続財産に含まれる未実現利益の実現時を含む年分における上記(イ)の②キャピタル・ゲイン、③既経過利子及び④配当期待権への課税の適否は、その年分における所得の計算（必要経費の認定・範囲）が適法か否かという観点から検討すべきこととなる。そして、上記(イ)②のキャピタル・ゲインについては、土地・建物の譲渡のあった年分において相続財産に含まれる未実現利益を含めて所得課税が行われるので、当該未実現利益に相当する額について実質的に二重の課税となるが、所得税法60条1項に規定する取得費の引継ぎによるものであるので、違法ということとはできない。次

に、上記(イ)③の定期預金の利子は、満期日に利益として確定するが、その所得税は相続時まで生じた既経過利子を含めてその支払時に課税（源泉分離課税）される。したがって、相続時点で解約するとした場合に支払を受けることができる既経過利子の額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額について実質的に二重の課税となるが、所得税法181条及び182条の規定に従って当該既経過利子を含めた支払額に対して源泉徴収が行われるものであり、違法ということとはできない。次に、上記(イ)④の配当期待権は、配当金交付の基準日の翌日から配当金交付に関する株主総会の決議があるまでの間における配当金の交付を受けることができる権利であり、配当期待権の段階ではその金額が確定していないので、所得税法における権利が確定したとはいえず、配当決議のあった日に配当として確定すると考えられる。また、当該配当はその支払時に所定の額が源泉徴収されるので、配当期待権の相続税評価額から源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した額につき実質的に二重の課税となるが、所得税法181条及び182条の規定に従って、支払額（配当額）に対して源泉徴収が行われるものであり、違法ということとはできない。このように、本件を所得税法9条1項15号の二重課税の問題としてではなく、相続財産に含まれる未実現利益の実現時における所得計算の問題、すなわち本質的には必要経費の認定の問題として理解すると、現行法令において整合性のある理解ができるものと思われる。そして、このような理解に立つと、所得税法は、いずれの財産についても、相続財産に含まれる未実現利益について二重の課税を予定していると考えられる⁽⁴⁰⁾。

以上から、本判決が相続時の未実現利益（本件生命保険差額）を含めて非課税所得と判示した射程が本件各年金にとどまらないとする

と、本判決の解釈は、少なくとも上記の相続財産に対する現行の課税とは矛盾することになる。また、上記(1)ニ(ロ)の私見においては、これまで「元本相当額を本判決による非課税所得の区分計算に合わせて必要経費の額とすれば」との前提を置いた上で、私見によっても本判決の結論と一致させることができるとして(本判決の判断過程の妥当性とは別に)本判決の結論を受け入れてきたが、現行の所得税法が上記のとおり二重の課税を予定しているとすれば、この前提の妥当性、ひいては本判決の結論の妥当性も疑われるところである。そうすると、当該必要経費の額には相続財産に含まれる未実現利益に相当する額を含めないこととするのが現行所得税法における妥当な扱いであるとも考えられるのである。

ところで、既経過利子及び配当期待権については、それらの相続税の評価において、それらの相続財産に含まれる未実現利益に係る所得税相当額を控除している。専門家委員会報告書では、相続財産に含まれる未実現利益に係る所得税相当額を控除していることにつき、「所得税との間の一応の二重課税の調整が行われている」としているが、このような理解は疑問である。すなわち、相続税法でいう財産の時価とは客観的交換価値を指すが、客観的交換価値は、当該財産を不特定多数の自由な市場に売りに出したときに成立する交換価値であり、既経過利子や配当期待権については、相続時においてそれらに係る収入金額及び満期日若しくは配当支払日を予定できるため、それらの買い手は、それらに潜在的に含まれる税負担を考慮に入れて、税負担額を控除した価額で購入するであろうから、所得税相当額の控除をしているのは、所得税との調整というより、時価評価の当然の帰結というべきである⁽⁴¹⁾。一方、上記キャピタル・ゲインについては相続財産に含まれる未実現利益に係る所得税相当額を控除していない。キャピタル・ゲインについても、評価上同様な

配慮が必要であるとの意見も理解できるが、定期預金の満期や、配当の支払のように、近い将来において確実に予想される税負担と、いつ譲渡があるか不明で、実現時にキャピタル・ゲインが存在しているかも予測できない相続時のキャピタル・ゲインに係る税負担とを同様に扱う必要がないともいえる。また、転売を目的として土地・建物を購入する場合もあるが、むしろ土地・建物の利用を目的に長期保有することを前提に購入する場合は転売したときの税負担を考慮して購入することはないとも考えられ、相続税の時価評価において所得税との調整を図るために時価を離れて所得税相当額を控除することはかえって相続税の課税を歪める懸念がある。

ロ 収益還元方式により評価される相続財産への所得課税

第一審が、上記(1)イの(1)及び(2)のとおり、①本件年金受給権の評価は、本件各年金を相続時の現価に引き直したものであること、②本件年金受給権に基づく支分権は、行使されることによって基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にあることを指摘して、本件課税処分が「実質的・経済的には同一の資産に対して二重に課税するものであって、所得税法 9 条 1 項 15 号の趣旨により許されない」としたことについて、課税庁は、控訴審において、果樹の例を挙げ、「相続税の課税に際し、時の経過によって価値の減少する資産の価額を収益還元方式によって評価したからといって、その後に当該資産から得られる収益が所得税法 9 条 1 項 15 号所定の非課税所得に当たるなどとは考えられていない」と主張している。

相続財産から得られる将来収入は、相続後に創出された利得であり、相続後の所得として相続後の年分において所得課税されるのは当然であると考えられる。また、相続税法における時価とは客観的交換価値を意味するが、市場性のない財産については直接に交換

価値を計測できないので、収益物件については、市場価格がその収益性を反映することに着目し、いわば理論値である収益還元方式による評価額を時価として採用しているものであり、相続税の財産評価の方式としてどのような方式を採用するかによって、所得税との二重課税が生じるとは思われないうし、相続税の評価額が将来収入を考慮して定められたからといって、相続後にその将来収入に係る所得に課税できなくなるというものではないであろう。前述(1)口のとおり、所得税法9条1項15号が意図する二重課税は、同一の「財産」が両税の課税対象となっていることであって、当該財産のそれぞれの租税法における評価方法の異同によって二重課税であるか否かの判断が左右されるものではないし、まして相続財産とその将来収入は同一の「財産」又はその一部となり得ないことから、上記イの相続財産に含まれる未実現利益の問題とは異なり、それらの間に(同号の意図する)二重課税の問題は生じないと考える。しかし、上記のとおり、本件各判決が相続税法及び所得税法における年金受給権の評価方式に言及し、本件年金が所得税の課税対象となるか否

かを論じているので、収益還元方式の考え方を基に評価が行われる以下の財産につき、相続税の評価の方式と二重課税との関係を考察する。ここで問題とするのは、上記イの相続財産に含まれる相続前に生じた未実現利益の相続後の課税上の扱いではなく、元本である相続財産と相続後に生じる当該相続財産からの利得(果実)との関係である。

(イ) 収益還元方式によって評価される他の相続財産の検討

① 果樹

果樹の評価方法は、平成20年の評価通達の改正で費用現価方式に統一されている。その改正前は、果樹等を、樹種ごとに、幼齡樹、成熟樹(青年期)、成熟樹(壮年期)及び老齡樹に区分し、成熟樹(壮年期)については、樹種ごとに、標準となるべき果樹畑にある成熟樹(壮年期)から生ずる所得の金額に所定の複利年金現価率を乗じて計算した金額の100分の90に相当する価額を基として定めることとされていた。そして、成熟樹(壮年期)の所得は、次の計算によるものとされていた。

$$\text{平均収穫量の価額} - \text{肥料代} - \text{その他の経費の額} = \text{粗収益の額}$$

$$(\text{粗収益の額} \times 0.8 - \text{資本利子} - \text{企業者報酬の額}) \times 10 \text{ アール} / \text{成熟樹(壮年期)の存する果樹畑のアール単位の地積} = \text{果樹等から生ずる10アール当たりの所得の金額}$$

この評価方式は、将来の予想収益を基に一種の収益還元方式により評価額を算定するものであるが、収益の額から企業者報酬の額を除いており、また、所得税法においては、果実収入からの所得の計算において、果樹の取得価額(所得税法60条1項により、被相続人の取得価額等が相続人に引き継がれるので、無償取得ではあるが相続時点の価額は零ではなく減価償却資産の未償却残額となる。後述の賃貸家屋において同じ。)を基に減価償却が行われるのであるから、所得の額に元本の額は混入しないと考えられる。

② 賃貸土地・賃貸家屋

収益物件である賃貸土地・賃貸家屋の評価については、民間の鑑定実務において収益還元方式による評価が行われることが少なくないが、相続税の評価においては、賃貸土地・賃貸家屋であっても収益還元方式は用いられていない⁽⁴²⁾。相続税の評価における時価は客観的交換価値であるので交換価値が計測される以上売買実例比準方式によることとなる。賃貸家屋については、固定資産税評価額を採用することとしているが、固定資産税評価額は再調達原価法に準じる方法(再建築費を基

に経過年数に応じた減価等を考慮して算定される。)が採用されている。一方、賃貸土地の果実である地代については、元本である土地が減価しないので、地代収入からの所得には元本が混入せず、また、賃貸家屋の果実である家賃については、家賃収入からの所得の計算上、当該賃貸家屋に係る減価償却費を控除することにより、所得の額に元本の額は混入しないと考えられる。

③ 特許権

評価通達第7章第1節140によると、特許権(権利者が自ら特許発明を実施しているものを除く。)の価額は、その権利に基づき将来受ける補償金の額の基準年利率による複利現価の額を特許権の存続期間にわたって合計した額により評価される。特許権の特質は、個別性が極めて強く、売買実例比準方式による評価方式がほとんど採用の余地がないので、収益力を基本として評価する収益還元方式により評価することとされている。なお、特許権の存続期間は、特許出願の日から20年をもって終了する(特許法67条1項)ので、特許権の存続期間が終了するまでの年数の範囲内で推算した年数とされる。一方、特許権に対する所得課税においては、補償金収入から特許権の額を均等償却(耐用年数8年)することとなっており、補償金収入に係る所得の額に元本の額は混入しないと考えられる。

④ 著作権

評価通達第7章第1節148によると、著作権の価額は、年平均印税収入の額(課税時期の属する年の前年以前3年間の印税収入の額の年平均額) $\times 0.5$ (評価の安全率) \times 評価倍率(精通者意見等を基に推算した印税収入期間に応ずる基準年利率による複利現価率)により計算した金額によって評価することになっている。このように、著作者別に一括して将来の印税収入の見積額を基として収益還元に基づく方法により評価することとしている。一方、印税収入に対する所得課税においては、

著作権の償却額を控除していないが、著作権は、一般に、その存続期間が極めて長く、著作物の著作権は、一定の場合を除き、著作者の生存の間及びその死後50年間継続する(著作権法51条)とされているので、所得税法では、減価償却資産として扱われておらず、減価しない元本であると考えれば、果実である印税収入に元本の額は混入しないと考えられる。

以上、元本と果実という関係にある上記の相続財産とその将来収入は、将来収入の所得計算において、元本が減価償却資産である場合には元本相当額の減価償却費を控除することにより、また、元本が非減価償却資産である場合には将来収入の所得計算とは関係なく、基本的には、元本が将来収入に係る所得に混入することはないと考えられる。

(ロ) 相続財産と将来収入との関係

次頁の図5-1、5-2は、基本的に前掲の図3-3、3-4にそれぞれ対応するものであるが、元本である相続財産とその果実である将来収入の課税関係に焦点を当てて表現を変えている。ここで、Sは相続税法における相続財産の評価額、P+Nは相続財産からの将来収入の額、Pは将来収入からの所得の額、Nは非課税所得の額、Cは必要経費(減価償却費等)の額を表す。

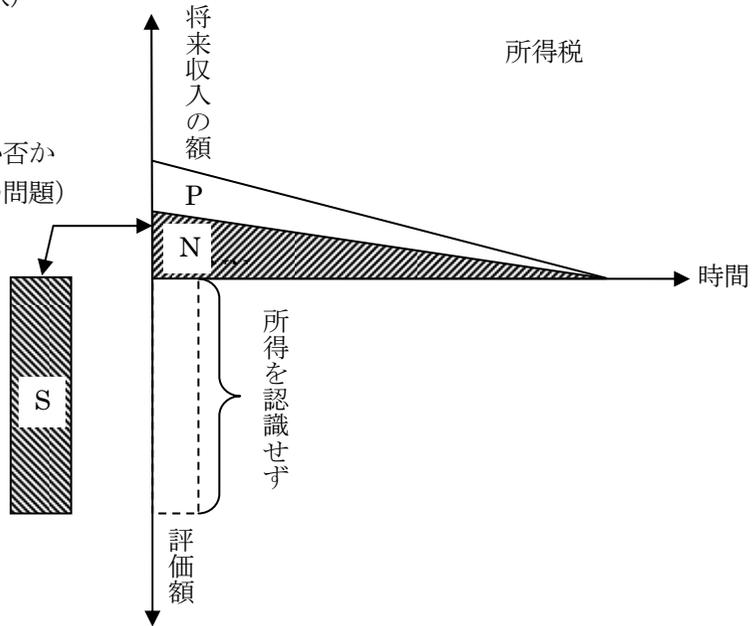
本判決の解釈によると、図5-1のとおり、Sと「同一の経済的価値」はNの部分であり、これを非課税所得として除外したPが所得税の課税対象となる。したがって、相続税法における相続財産の評価額Sと将来収入の額P+Nが「同一の経済的価値」であるとしてP+Nに課税すべきではないとする主張は当たらない。一方、上記(1)ニ(ロ)の私見によると、図5-2のとおり、Sに対応する所得Nは所得税法9条1項15号の非課税所得であり、また、将来収入を得るための元本でもあるので、元本が必要経費の控除という形で費用化され、将来収入の額P+Cから必要経費Cと

して控除されるので、将来収入からの所得に元本の額が混入することが防止される。ただし、次の点に留意すべきである。

(図5-1：本判決の解釈)

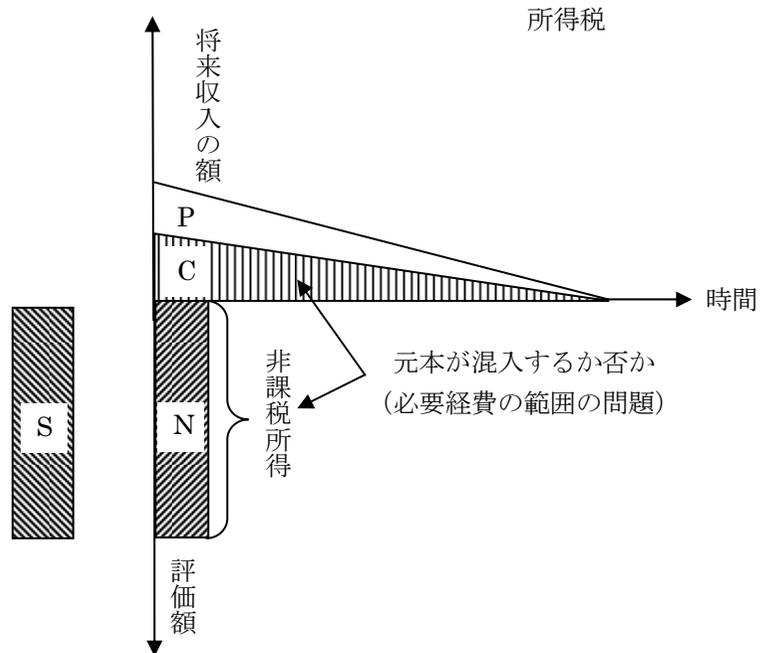
相続税

二重課税に当たるか否か
(非課税所得該当性の問題)



(図5-2：私見)

相続税



一つ目は、相続税法における相続財産の評価額Sと所得税法における相続財産の無償取

得による所得額Nは、それぞれの租税法の趣旨・目的が異なるため、必ずしも同額とはな

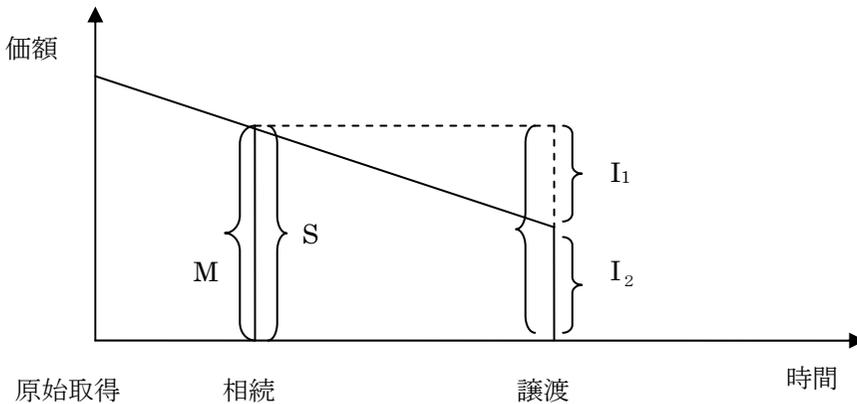
らず、二重課税の調整が金額的に保障されるものではない。この点については、前述(1)口の二重課税の意義においても述べたように、所得税法9条1項15号は両税法における適用上の評価額が同一となることを要求するものではないので、それらの評価方法や評価額が異なることがあっても問題はないと考える。また、相続等により取得した財産が非減価償却資産の場合はCの部分はなく、減価償却資産の場合も譲渡所得の基因となる資産については、Cの計算において取得費が引き継がれるので、時価評価によるNと帳簿価額を基礎とするCも必ずしも一致しない。一方、本判決の解釈が相続財産一般に当てはまるとすると、相続財産の取得による所得を相続時に認識しない上図5-1においては、取得費の引継ぎや非減価償却資産の場合の非課税所得の範囲につき、法令上どのような適用関係となるのか判然としない。

二つ目は、本判決の解釈によると、将来収入が非課税所得に当たるか否かの問題となり、相続時の現在価値なる概念を用いて、将

来収入を課税所得である運用益部分と非課税所得であるそれ以外の部分とに区分することになりかねない。便宜上、減価償却額を所得税法9条1項15号の非課税所得とすることは考えられるが、理論上本判決の解釈に沿うものとは思われない。この点は、上記(1)ニ(ロ)の私見によれば、相続財産の取得について所得課税は行わないので、将来収入の一部又は全部が同号の非課税所得に当たるか否かの議論は生じず、必要経費の範囲の問題であるので、減価償却資産については、所得税法の規定に従って算定された減価償却が行われるのであれば法令上の問題は生じない。

三つ目は、相続財産に未実現利益が含まれる場合は、上記イと同様の二重の課税が生じ得る。例えば、上記(イ)の相続財産のうち著作権について、被相続人が著作権を時価より低い価額で購入した場合や自らの著作により著作権を原始取得した場合などでは、相続財産の価額に未実現利益の額が含まれることがある。

(図6)



上図は、価値のある著作権を被相続人が原始取得した場合の著作権の価額（収益還元価格）につき、相続人の当該著作権の譲渡までのその価額の推移を単純化して表したものである。相続人は、著作権を相続時点の収益還

元価格で取得するが、この取得による所得は所得税法9条1項15号により非課税とされるので相続税のみが課税される。相続後の著作権の相続から譲渡までの収益還元価格の減少は、この間に印税収入を得たことにより、

将来収入が減少することによるものであり（したがって、当該著作権が極めて長い間収益を生むのであれば各年の還元収益の減少は僅少となり、右下がりの傾斜は緩くなる。）、この間の印税収入の譲渡時における実質価値（ I_1 ）に対応し、 I_2 は著作権の譲渡時の実質価値であり、これらの合計額（ I_1+I_2 ）であるD相当額について二重の課税が生じている。しかしながら、所得税法は、前述のとおり、相続財産に含まれる未実現利益については二重の課税を予定していると考えられるので、課税対象から除外する別段の規定がない限り、印税収入に課税することは適法と考える。

(ハ) 小括

以上、上記(イ)の相続財産については、いずれも基本的に将来収入に係る所得の額に元本の額が混入しないことになっていると考えられるが、これは減価償却等を通じて重複して課税が行われないように規定されているからであり、相続財産の評価の方式が収益還元方式であるか否かとは直接の関係を持たない。そして、仮に、将来収入に係る所得の額に元本の額が混入する場合には、上記(1)ニ(ロ)の私見によると、相続財産の取得による所得は非課税であるので、もともと（同号の意図する）二重課税は生じておらず、適切な控除が行われないことにより過重な負担が生じているにすぎないが、本判決の解釈によると直ちに（同号の意図する）二重課税に当たるとの主張が生じ得る。この点については、すでに前述(1)ロにおいて、「本判決が課税対象を財産ではなく経済的価値という経済実質論的な捉え方をしたことが課税対象の同一性に幅を持たせる結果となり、収益還元方式により評価される相続財産からの将来収入に対する所得課税などについても、経済的実質論による二重課税の議論を招いている」と指摘したところである。また、本判決の解釈によると、取得費の引継ぎや相続財産が非減価償却資産である場

合の非課税所得の範囲につき、法令上どのような適用関係となるのか、将来収入を課税所得と非課税所得にどのように区分すべきかなど、現行法の規定上種々の問題が生じることから、本判決の解釈を一般化することには問題があると考えられる。

ハ 専門家委員会報告書の見解

専門家委員会報告書は、土地、株式、無体財産権、信託受益権といった財産から生じる将来収入に所得税を課することは問題がないとし、その理由の一つに、当該将来収入は定期金のように事前に確定しているものではないことを挙げている⁽⁴³⁾。しかしながら、上記1の本判決の判示内容(2)の下線部分によると、相続税の課税対象となる財産の価額が、その取得の時点における時価、すなわち、将来にわたって受け取るべき将来収入を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当すれば、その相当する部分は非課税所得であると解されるが、これは将来収入が事前に確定していることを要求するものではないので、本判決から導かれるものか疑問がある。また、株式などの無限に果実を生み出す資産についても将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって相続財産の相続時の現在価値は算出可能であり、同様に、有期の債権（資産）であるか否かも射程を判断するにおいて本質的な議論ではないとする見方⁽⁴⁴⁾に賛同したい。

次に、同報告書は、それらの財産は相続以降いつでも第三者への譲渡等によりそこから生じる所得の性質・実現時期に変動が生じ得ることから、相続時点におけるこれらの財産の相続財産評価と、実際に相続人本人が受け取ることとなる将来収入が本判決で判示されたのと同様な意味において「経済的価値において同一」とは一概にいえないことをその理由に挙げている。しかし、本判決は、相続税の課税対象とされる経済的価値に相当するものとしているのであるから、所得の性格や実

現時期が変動することをもって射程外とすることができるのか疑問である。なお、将来収入が所得税の課税対象となるか否かは、本判決が「経済的価値において同一」の部分は将来収入の元本に相当し課税対象とならないが運用益部分は課税対象になるというのであるから、当該将来収入に元本に相当する部分以外に課税対象となる所得が含まれるか否かの判断をすれば足り、それらの相続財産からの果実にはその運用益が含まれると考えるのが常識的であることから、当該将来収入（果実）に課税してもなんら問題はないと考える。

次に、①時間の経過によって減価しない財産（土地、株式や著作権）の果実である地代、配当、印税収入は運用益に当たること、②時間の経過によって減価する財産については減価償却相当額が必要経費として控除されていることから、元本部分への所得課税が防止されていることを挙げている。前述ロのとおり、元本と果実という関係にあっては、将来収入からの所得に元本が混入しないのであれば、収益還元方式を基に評価される元本であるか否かにかかわらず、基本的に二重課税の問題は生じないと考える。ただし、①相続財産に未実現利益が含まれると、所得実現時における所得計算上、当該未実現利益に対応する部分について二重の課税が生じ得ること、及び②本判決の解釈によると、将来収入の相続時の現在価値を元本に相当する非課税所得として将来収入から除外したものに所得課税することになるが、同報告書では、概念が異なる減価償却費の控除に置き換わっており、上記(1)ニ(ロ)の私見であれば妥当するとしても、本判決の解釈と整合性があるのか疑問なしとしない。

次に、同報告書は、土地、株式等の値上がり益について、所得税法 60 条 1 項は、土地、株式等の譲渡所得の基因となる財産の値上がり益に対して所得税を課すことを予定していること、同項に規定する取得価額引継ぎ方式

が創設された沿革を踏まえると、現行税制は、土地、株式等の相続時までの増価分が相続税、所得税の双方の課税ベースに含まれることを前提に、その課税方法について納税者負担に配慮した調整が図られているものと考えられることから、必ずしも同法 9 条 1 項 15 号に抵触しないとしている。相続財産に含まれる未実現利益への相続後の所得実現時における所得課税については、賛否両論があり得るが、現行所得税法は、上記イ(ロ)のとおり、当該未実現利益への相続後の課税を容認していると思われる。本判決は第一回目の年金について判断したものであるが、本件年金の全額を元本からなるものとして非課税所得と認定したことは、実質的にこれと異なる判断をしたことになる。同報告書は、所得税法の規定上、当該未実現利益への課税を予定している財産については二重の課税となっても問題がないとしている。前述イ(ロ)のとおり、取得費の引継ぎというような課税の繰り延べのための技術的な規定をもって、同号の非課税所得に当たらないと判断することは、規定の仕方として不自然であり、二重の課税を許容する根拠として十分なのか疑問がある。

また、同報告書は、定期預金の既経過利子については、相続税の課税対象とされるとともに、それらの支払時において源泉徴収の対象ともなっているが、こうした扱いは被相続人段階で課税されていない部分について合理的な課税を確保する措置であること、また、相続税の評価に当たって源泉所得税額を除くことによって相続時点で利子を受け取って所得税を支払った残額を相続した場合と同様の扱いになることから、必ずしも所得税法 9 条 1 項 15 号に抵触しないとしている（配当期待権についても同様）。しかし、上記イ(ロ)のとおり、源泉徴収税額相当額を控除しているのは、時価評価による当然の帰結であり、所得税との二重課税の調整措置であるか疑わしい。また、源泉徴収することが被相続人段階

で課税されていない部分について合理的な課税を確保する措置というのであれば、他の財産についても相続税の評価の段階で課税はできるのであるから、同様に考えるべきではないかと思われる。さらに、相続税の評価に当たって相続財産に含まれる未実現利益に係る所得税相当額を除くことにより当該未実現利益が相続前に実現した場合と同様の扱いとなることを求めるのであれば、本件生命保険差額の所得実現時に所得課税しないことになる本判決の結論とは相容れない。

(3) 減額更正の期間制限を超えての是正

納税者への課税が間違っていたということなら、減額更正ができる期間を超えて救済すべきこともあり得るし、納税者に有利となる改正の遡及適用であるので、立法措置を講じるならば可能ではある。しかし、これまでにない対応であり、合法性の原則から許容されるべきではないとする意見もあるので、期間制限を超えて救済するか否かの判断基準が示されなければ、今後、課税庁が法令解釈を変更したり、政省令が法律に反していたりする場合には、減額更正ができる期間を超えて救済するか否か議論が生じよう⁽⁴⁵⁾。租税債権については、国の財政基盤に関わるものであるので、早期確定の要請が働くわけであり、実務上も長期にわたって遡及することは、事務負担及び帳簿書類等の保存の問題もあることから、限界がある。平成23年6月30日施行の、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」17条で、租税特別措置法97条の2が追加されているところではあるが、今後のために、減額更正ができる期間を超えて救済することとした理由とその判断基準が示されることが望まれる。

おわりに

本判決は、課税庁の第一回目の年金に係る課税処分を取り消すものであったが、その判

示内容からすれば、本件各年金のすべてが非課税所得であるとする納税者の主張を容認したのではなく、本件各年金に運用益部分の存在を認めて、当該運用益部分以外に課税することは、所得税法9条1項15号に反し、非課税所得に課税することになるとするものである。したがって、本件各年金が所得税の課税対象となるとする控訴審判決や課税庁の主張を全面的に斥けたものではないと考える。

本判決により非課税所得とされた所得には被相続人の段階で所得税が課されなかった未実現利益（本件生命保険差額）が含まれているが、課税庁は、本件課税処分において、それ以外の部分（本件支払保険料対応額のうち本件年金に係る額）を必要経費の額として本件年金の額から控除しているのであるから、本判決が課税を違法とした所得は、当該未実現利益部分であり、結局、本判決は、相続財産（本件年金受給権）に含まれる未実現利益を相続後に所得課税することが所得税法9条1項15号に反すると判断したことになる。現行法は、相続財産に含まれる未実現利益に対して、基本的に二重の課税を予定している（少なくとも主要な財産については二重の課税を容認している。）ように見受けられるが、本判決は、相続により取得した年金受給権に係る未実現利益について、これと異なる判断をしたものと考えられる。この判断は、本件の争点（本件年金は非課税所得であるか否か。）ではなく争点関連事項についての判断であるが、相続財産に含まれる未実現利益の所得税法上の扱いについての一般論に触れるものであったことから、上記判断が本件年金にとどまるのか、一般論としても妥当するののかという重大な論点を残した。そして、上記判断が一般論としても妥当するのであれば、他の種類の相続財産の課税上の扱いとの整合性が問題となる。

本判決は、「運用益部分」という概念を導入して、一の年金収入を運用益部分（課税所得）

と元本に相当するその他の部分(非課税所得)とに区別して所得税法を適用することを求めているように見受けられる。しかし、所得税法における(雑)所得の計算は、各年において、まず(総)収入金額を認識し、これに対応する必要経費を控除するという両建てで所得を認識する構造を採っているため、年金収入を課税対象となる運用益部分と非課税所得となる運用益以外の部分に区分するのは、同法の適用上妥当とは思われない。本判決は、「同一の経済的価値」というような経済的実質論に傾斜しすぎており、その判断過程が所得税法の規定に沿ったものとなっているのか疑問がある。また、本判決の簡潔な判示は、所得税法を本件にどのように適用したのか必ずしも明確でなく、その射程を考えるに当たって混乱を生じさせている。

上記検討の(1)ニ(ロ)の私見によれば、相続財産の取得による所得は、相続時を含む年分において、所得税法9条1項15号により非課税となり、また、その相続財産に含まれる未実現利益は相続後の所得実現時を含む年分で別途所得として認識されることになる。そして、本判決のように「同一の経済的価値」という概念によることなく、後者の所得計算において、相続財産の取得による所得を元本相当額あるいは所得として認識済みの額として必要経費に含めて控除することにより、(同号の二重課税はもともとないのであるが)実質的にも相続税との二重の課税が回避されることになる。この場合、本件年金が所得税の課税対象とならないとする本判決の判断を是とすれば、未実現利益部分も含めて(減価)償却することにより未実現利益に相続後は所得課税しないことになる。しかし、所得税法は、相続財産に含まれる未実現利益について、一般に二重の課税を予定していると考えられるので、本判決の結論についてもその妥当性に疑問がある。

本件の評釈には、一時金に所得課税しない

ことを当然の前提としているものが多いが、むしろ、一時金に含まれる未実現利益についても、本件年金受給権に含まれる未実現利益と同様に、所得課税すべきであるとの意見も生じるところである⁽⁴⁶⁾。例えば、土地を相続により取得し譲渡する場合、相続時の土地の無償取得には所得課税されず、譲渡時に実現する譲渡所得に対して課税が行われる。同様に、一時金の取得による所得は、同号により非課税であるが、一時金に含まれる未実現利益は、相続時点で実現し雑所得が生じているとも考えられる。これを所得計算から除外する規定がない限り、相続税の課税と時期が重なるものの、(雑)所得の実現時に課税することは、本件各年金への課税庁の課税の扱いとも、他の種類の相続財産に係る未実現利益の課税上の扱いとも整合的であるし、相続前に未実現利益が実現した場合との課税上のバランスも優れていると思われる。そして、政府税制調査会の昭和38年12月6日付「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」が、「所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものとする」としていたこととも符合する。

所得税法が相続等により取得するものに課税しないこととしている理由が、上記検討の(1)ロのとおり、「相続等により財産を取得すれば、その取得者には同時にその財産の額と同額の所得が発生し、担税力の観点からは、二重に評価されたのに等しい」ことにありとすれば、相続税が所得税の補完税である、あるいはその一類型であるなど、相続税の性格あるいは両税の関係を必ずしも論ずる必要はない。しかしながら、本件の評釈の中には、相続税の性格が所得税の一類型であるとの前提に立って、同種の課税が重複して行われることで二重課税を観念しようとするものが散見される⁽⁴⁷⁾。また、同様な前提に立ちながらも、相続税が被相続人段階で所得税が課せら

れた財産に対しても再度課税されること⁽⁴⁸⁾や、政府税制調査会の上記答申の記述から、これとは反対に、相続税が所得税の一類型であっても両税の間に二重課税の問題は生じないとするものもある。このように、相続税の性格から両税の二重課税の調整の問題を論ずることは、租税政策を含む問題ともいえることから、本稿の目的とする同号の解釈と適用の問題にとどまらず、別途、幅広い議論が必要である。

本判決は、「経済的価値が同一」か否かという経済実質論的な基準を用いて、年金受給権の取得による相続時点を含む年分の所得と本件各年金の受給による受給時点を含む年分の所得とを区別せずに、相続財産である年金受給権と本件各年金を所得税法の適用上同一のものとして、前者がないものとして後者に所得税法9条1項15号を当てはめるものであると思われ、本判決の判断過程には問題があると考えられる。また、本判決の意味するところは現在のところ必ずしも共通の認識となっているとはいえないので、本判決の射程については慎重に判断すべきであり、当面、できる限り限定的なものにとどめるべきであると思料する。

本判決は、その判断過程に疑問があり、妥当な結論と言えるか異論も生じるが、相続税と所得税の二重課税の調整⁽⁴⁹⁾という所得税法の基本問題の一つに改めて検討の機会を与えたことでは特筆すべき判決であったといえる。

⁽⁴⁸⁾本件評釈には、最高裁判所の結論を支持するものが少なくないが、反対意見も散見される。また、その判断過程について、機能的な判断をしたことを評価するものもあるが、法律の整合性の問題など必ずしも法的問題を明らかにしたものといえないとの批評も少なくない。

⁽⁴⁹⁾国税庁平成22年10月2日付『相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの

変更について」。

⁽³⁾所得税法9条1項15号の趣旨について、泉美之松「所得税法の読み方—所得税法の基礎」(東京教育情報センター)145頁参照。また、同号の趣旨を判示したのものとして、高松高裁平成8年8月29日判決などがある。ただし、規定上、実際に相続税等が課税されたか否かを問うものではないと解される。また、同号を二重課税防止という点からのみ捉えるのは必ずしも正しくないと指摘するものとして、酒井克彦「みなし相続財産としての年金受給権に基づいて取得した年金への所得課税(上)—最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決を題材として—」(税務事例Vol42 No.9)を参照。

⁽⁴⁾この規定は、昭和22年の所得税法の全文改正において創設されたものである。所得税は明治20年に、また、相続税は明治38年に創設されているが、相続税法は昭和24年まで遺産課税方式を採用しており、また、所得税法はシャープ勧告により包括所得概念が採用されるまでは、特定の所得分類に属する所得のみに課税をすることとしていたため、相続税との重複の問題は基本的に回避されていた。したがって、相続税は、所得税の補完税といわれるものの、所得税を補完するために創設されたものでも所得税の課税対象から派生したものでもなく、同規定は、沿革的に、所得税の課税対象が累次拡大され、一時所得への課税が始められたことにより、相続税との調整が必要となったことから創設されたものである。

⁽⁵⁾この問題は、政府税制調査会の昭和38年12月6日付「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」にすでに見られるように、従来から認識されながらも未決着となっていたテーマである。

⁽⁶⁾基本債権とその支分権との法的関係については、岸田貞夫「保険年金は相続税の課税対象であるから、相続人がその後を受ける年金については所得税を課すことはできないとされた事例」(TKC税情2007.8)162,163頁を参照。

⁽⁷⁾三木義一「最高裁年金二重課税判決の論理と課題」(税経通信、2010.9)22頁。

⁽⁸⁾前掲(7)21頁。

⁽⁹⁾相続財産の評価においては、財産評価基本通達に定められた画一的な評価方法が実務上採用さ

れているが、これは、相続財産の客観的な交換価値を個別に評価する方法をとると、その評価方式、基礎資料の選択の仕方等により異なった評価額が生じることを避け難く、また、課税庁の事務負担が重くなり、課税実務の迅速な処理が困難となるおそれがあることなどから、あらかじめ定められた評価方式によりこれを画一的に評価する方が、納税者の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から見て合理的であるという理由に基づくものであり、一般的には、これを形式的にすべての納税者に適用して財産の評価を行うことは、租税負担の実質的公平をも実現することができることから、租税平等主義にかなうものであると解されていることによるものである。

- (10) 第一審判決についてであるが、非課税所得について規定する所得税法9条1項15号の解釈を必ずしも明確にすることなく、同号括弧書きの規定を拡張解釈して、「これと実質的、経済的に見れば同一のものとして評価される所得」と判示していることには問題があると解する余地があるとするものに、高野幸大「特約年金に対する相続税と所得税の二重課税該当性」(ジュリスト1370号)250頁がある。ただし、同号が二重課税回避のための規定であることを考慮すると厳格解釈が基本である非課税規定の解釈とは状況を異にすると解されることも述べており、必ずしも第一審のこの解釈を否定するものとはなっていない。
- (11) この考え方は、昭和43年3月官審(所)2、官審(資)9「家族収入保険の保険金に対する課税について」に端的に表現されている。
- (12) 基本債権で課税するか支分権実現時点で課税するか選択問題にすぎないと捉えるものとして、三木義一「年金受給権と年金の課税関係—長崎地裁平成18年11月7日判決の意義」(税理2007.2)120頁を参照。
- (13) この考え方に立つと思われるものに、前掲(6)163頁。ただし、本件年金には運用益が含まれないことから、結果的に、第一審判決の結論を支持している。
- (14) 原則として「その支払を受けた日による」とされたのは、一時所得が臨時・偶発的な所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価として

の性質を有しないことから、一時所得の収入金額は、その支払があつてはじめて収入のあったことを認識する場合が多いものと考えられたからであるとされる。

- (15) 所得税法9条1項15号の非課税規定の前身は、課税の対象に一時所得という所得区分が創設された際の非課税規定であった。同号の沿革につき、末永英男「最高裁判決『長崎年金二重課税事件』」(税務弘報2010.10)122頁参照。
- (16) 本件年金受給権の収入実現の蓋然性については、課税庁提出の酒井克彦氏による鑑定書及び渡辺充「検証!長崎年金二重課税訴訟」(旬刊速報税理、2010.8.1)38頁を参照。
- (17) 相続・贈与による経済的価値の移転を概念上所得として捉えるか否かについては、瀧圭吾「相続税と所得税の関係—所得税法9条1項16号の意義をめぐって」(ジュリスト1410号)14~16頁を参照。ただし、学説はともかく、包括所得概念の素直な解釈や、所得税法9条1項柱書で「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」と規定していることからすれば、現行所得税法は、相続等により取得するものが所得ではないとの考え方に立つものと解することはできず、所得でないものを同法9条1項16号に確認的に規定していると解する余地はないと考える。なお、相続・贈与を家庭内の世代間の財産の移転と捉え所得の創造とみないとする考え方があること、及び所得税と相続・贈与税との関係についての諸外国の課税上の扱いについては、水野忠恒『租税法第4版』(有斐閣、2009年)156頁を参照。
- (18) この解釈に近い考え方を指摘するものとして、池本征男「被保険者の死亡に基因して支払われる生命保険契約の保険年金は、相続税の課税対象であるから相続人がその後受ける年金について所得税を課することはできないとされた事例」(国税速報5852号)11,12頁。
- (19) 第一審判決につき、所得税法9条1項15号の規定の文理解釈による指摘にとどまるが、「現在の規定で、将来の年金の個別受給権まで非課税と読む判例評釈者もいるが、誤っていると考える。」とするものとして、橋本守次「生命保険契約により支払われる年金と年金受給権の二重課税に関する長崎地裁判決」(税務弘報、

- 2007.5) 172 頁。
- (20) 佐藤英明「年金払方式の保険金の課税関係—最
三小判平 22. 7.6 を契機として」(金融法務事情
No.9108、2010.10.25) 23, 24 頁。
- (21) 国税庁平成 22 年 10 月 29 日付個人課税課情報
「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に
係る雑所得の計算について」。
- (22) 「判決速報」(金融法務事情 No.1908
2010.10.25) 72 頁から引用した。なお、相続開
始日に第一回目の年金が支給され、残りは 9 回
に分けて支給されるので、1,380 万円から 230
万円を控除した金額 1,150 万円を 9 回に分けて
受け取る場合の複利年金現価率 $(1,150/230 = 5)$
と考えると、 $\{(1+r_2)^9 - 1\} / r_2 (1+r_2)^9 = 5$
となる r_2 は 13.7 となるが、引用した割引率
もこのような計算によるものと思われる。
- (23) 現行の基準年利率は、長期国債の応募利回り
と長期プライムレートを参考として、直近 10 年
間のこれらの平均値を基に評価通達に定められ
ている。
- (24) 複利年金現価率を $7.956 (= 8.956 - 1)$ として、
前掲(22)と同様の計算により算出した。
- (25) 藤曲武美「生命保険年金と相続税、所得税の二
重課税」(税務弘報、2011.1) 131 頁。
- (26) 現在価値とは、「将来に発生する価値を、利子
率を用いて割り引き、現在の価値に直したも
の」(三省堂大辞林)をいうとされるが、利子率
による割引では、貨幣の純然たる時間価値(現
代社会は貨幣の自己増殖を前提としているため
、将来の受取額はその名目額ではなく割り引い
て現時点での価値で比較される。)のみが考慮
の対象とされ、インフレーション経済下での時
間の経過による貨幣の交換価値の低下や、将来
のキャッシュ・フローの不確実性については考
慮されていない。割引率には利子率のほかイン
フレ率やリスクのような要素を含めることもで
きるため、現在価値という場合には、割引率を
どのような意味で使用するのか明確にする必要
があろう。なお、ここでいう割引率 r_0 には物価
上昇による貨幣価値の減少を含めていないが、
これを含めることとしても議論の本質に影響が
あるものとは考えていない。また、本件におい
ては年金払いを選択した時点で相続人の将来の
キャッシュ・フローは確定している(不確実性
がない)と考えている。
- (27) 源泉徴収規定があることを根拠に非課税所得
ではないとすることに否定的な見方として前掲
(18)11 頁。
「所得税法 207 条は、源泉徴収の対象となる所
得と徴収税額の計算を明らかにしているものな
ので、この規定の存在を理由に所得課税の正当
性を裏付けることは困難であろう。」
- (28) 同様に、「給与等」に係る所得税の源泉徴収義
務との規定の違いを指摘するものとして、品川
芳宣「生命保険契約における死亡保険事故に基
づき支払われる年金の課税所得性」(税研
JTR122 巻 5 号) 93 頁を参照。ただし、本件年
金の雑所得該当性について焦点を当てられる
が、本判決は、所得の区分に関わらず、源泉
徴収規定に照らして本件年金につき源泉徴収し
たことに違法性はないとしている点で異なる。
- (29) 最高裁第三小法廷平成 4 年 2 月 18 日判決・民
集 46 巻 2 号 77 頁。
- (30) 最高裁第三小法廷昭和 40 年 2 月 2 日 [昭和 36
年(オ)第 1028 号]。
- (31) 品川芳宣「生命保険契約に基づき支払われる年
金に対する相続税と所得税の二重課税の有無」
(TKC 税情 2010.10) 47 頁など。
- (32) 課税庁の考え方を推測するものであるが、前
掲(20)26 頁参照。
- (33) 前掲(12)121 頁、末永英男「最高裁判決『長崎
年金二重課税事件』」(税務弘報、2010.10) 124
頁。
- (34) 松岡章夫「相続税と所得税の二重課税につい
ての一考察—平 18.11.7 長崎地裁判決に関連して
—」(税理 2007.3)117,118 頁。
- (35) 相続前に譲渡した場合には所得税が課された
上で相続税が課されるので純理論的には二重課
税が合理的であるとする、本判決は「年金の
現在価値相当部分にかかる所得税を特別に免除
したものである」と評価できるとするものに、
大石篤史「生保年金二重課税 最高裁判決の意
義と課題」(ジュリスト 1410 号) 8 頁。
- (36) 生命保険金は損害保険料と違いはなく、元気
なうちに年金を受け取るケースと対比するこ
とがそもそも誤っており、生命保険によりプラス
の所得が発生しているという前提そのものが疑
問であるとするものに、前掲(7)24 頁。なお、

遺族が受け取る年金に対する課税制度については、前掲(12)120頁を参照。

(37) 前掲(25)129,130頁。

(38) 譲渡所得については、所得税法 60 条が置かれていることにより、相続財産に含まれるキャピタル・ゲインへの所得課税が容認されると解している評釈が多いが、むしろ、同条は、土地・建物等の重要な相続財産が含まれる譲渡所得の基因となる資産につき、みなし譲渡所得課税から現行方式に移行するに際して、上記①ないし③のような議論が生じることのないように、同条を置いて必要経費（取得費等）の扱いを明確にしたという見方もできる。後述(2)イ(ロ)のとおり、同条を遡って、相続財産に含まれるキャピタル・ゲインが同法 9 条の非課税所得に当たらないと解するのは不自然であること、譲渡所得の基因となる資産以外の相続財産においても相続財産に含まれる未実現利益に所得課税が行われていることを考慮すると、この見方を一概に否定できないように思われる。なお、改正前の所得税法施行令 183 条 1 項の規定について、「同規定を譲渡所得に係る取得費の引継ぎ規定と解することはできず、同規定により未実現利益への課税ができると解することはできない」とする評釈もあるが、法律で非課税とするものを政令で課税できるものとして規定することはおよそ考えられないので、むしろ、所得税法施行令は、所得税法が被相続人段階で所得課税されていない当該未実現利益に相当する額を必要経費とみていないものと解して、同項に必要経費の具体的な計算方法を規定していたと考えるのが自然であろう。

(39) 前掲(7)22頁。

「所得税法 59 条、60 条の明文規定があるので、15 号の非課税規定は適用されないという反論も可能であるが、双方の条文が矛盾しているといえるので、『別段の定めのあるものを除き、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』という程度の明確化は必要となろう。」

(40) 譲渡所得につき、シャープ勧告を受けた昭和 25 年所得税法改正では、被相続人のキャピタル・ゲインにみなし譲渡所得課税を行うこととしていた。したがって、相続税との二重の課税（ただし、みなし譲渡課税による所得税を相続

税において債務控除する。）となっても問題がない（というより、むしろ課税するのが合理的）と考えられていたものと推測される。この制度は現実に金銭収入がないにもかかわらず、同時期に二重の負担が生じるということで国民的理解が得られず、逐次の改正を経て現行規定に至っている。現行の取得費の引継ぎ制度は単なる課税繰延制度であり、二重の課税が行われるという点において変わりがなく、現行制度下においても二重の課税が容認されているとみることができる。

(41) みなし譲渡課税制度下においては、みなし譲渡課税による所得税を相続税において債務控除することになっていたが、これは相続前に譲渡した場合とのバランスをとる措置と考えられる。債務控除していることのみられるように、純粋な財産評価理論によるものではなく、また、二重課税を完全に排除することにはならないので、二重課税の調整とまでいえるのか疑問であるが、二重の租税負担を軽減する効果があることは確かである。

(42) 不動産鑑定評価基準(国土交通省)によると、収益還元法は、賃貸用不動産又は賃貸以外の事業に供する不動産価格を求める場合に特に有効とされ、個別取引の不動産評価に広く活用されているが、評価通達では収益還元法を不動産の評価に用いることとはされていない。これは、収益還元法によると、①将来の純収益や還元利回りをどのように見込むかで収益価格が大きく変動すること、②それらの算定が一般人には容易ではないことなど、不特定多数の相続に画一的に適用する相続税法の財産の評価方法として、収益還元法は必ずしも適切といえないためであり、評価の目的や適用場面の相違によるものと思われる。

(43) 第一審判決についてであるが、その射程につき、「相続後の受給額が本件のように確定しているものに限定されるべきで、不確実な将来収益を前提として相続時に評価されているものは対象にならないと解すべき」とするものとして、前掲(12)121頁。

(44) 前掲(36)9、10頁。

(45) 租税法律主義における合法性の原則から、更正の期間制限を越えて減額更正することには問

題があるとし、その弊害を指摘するものとして、前掲(31)48, 49 頁。また、還付手続きの実務上の問題や納税者間での取扱いの不均衡、さらには公害訴訟など他のケースとのバランスの観点から、立法的対応に慎重な検討を求めるものとして、藤谷武史「生命保険二重課税最判の租税手続法上のインパクト—源泉徴収・還付を中心に」(ジュリスト、2010.11. 1、No1410) 35 頁。

(46) 本件では、払込保険料の総額 1,951,291 円に対して、一時金 4,000 万円及び年金受給権(230 万円を 10 回にわたり毎年受給する権利)を取得しており、本判決によると多額の本件生命保険差額が相続を経ることによって所得課税されないこととなる。

(47) 前掲(17)「相続税と所得税の関係—所得税法 9 条 1 項 16 号の意義をめぐって」13 頁。

(48) 小林栢弘「個人年金保険(生命保険)に係る所得税及び相続税・贈与税について」(税務通信 2969 号、2007. 5.28) 52 頁。

「仮に、このように所得の創出について所得課税が行われ、所得税の洗礼を受けた所得の中から蓄積された財産が相続により移転することに対して相続税が課税されることをもって二重課税であるというのであるとするならば、相続により取得した財産に対する相続税課税は、すべて二重課税であるということになります。したがって、他国の例のように、このような二重課税を排除すべきか否かはもっぱら立法論の問題であり、現行税法の解釈論としては採る余地がないと考えます。」

(49) 所得税と相続税等のいずれにおいて調整するかは種々の考え方がある。この点について、前掲(17)水野忠恒『租税法第 4 版』156 頁を参照。なお、本件のような死亡生命保険に係る権利の取得をみなし相続財産とせず、所得税のみを課税する方法を指摘するものとして、前掲(15)121 頁及び前掲(31)49 頁を参照。